

1993年1～3月

討論の記録

神戸大学闘争史・別冊（2）

～ 刊行委員会

目次

神戸大学闘争史への補元と註(この試みの序として)……………1

神戸の戦後学生運動の断片から(一)労働者の視点を媒介して(新編)……………1

神戸大学闘争の特性(処分過程に示されるもの)……………4

50年の小松処分、60年の黒岩処分との関連における70年の松下処分……………6

学生総合部「闘争」第3、6号から50年長久の闘争……………16

93年1～3月の討論テーマと関連する経過……………17

92年4月28日から93年1月22日……………18

93年1月3日……………22

2月11日……………31

3月18日……………32

松下昇「闘争」を讀んで(徳永)……………31

おひなまつ……………32

刊行券の註一別冊(2)の構成は、93年1～3月の討論過程だけに限定されていないが、別冊(1)との関連で作業を開始したという経過や、今後の時間は未定ではあるとしても予定している討論を別冊(3)として記録していく方向性から表紙のよようなタイトルにした。





## 神戸大学闘争史への補充と註

### (この試みの序として)

神戸大学闘争史(89年5月刊行)の日付や経過については、刊行委で気付いた範囲で現在まで数ページの追加をおこない、今後も持続していくが、読者の批評や指摘に比重をおいた補充という面では今回が初めてである。これも持続し、関連テーマの追求や関連パンフの刊行へ応用していくので意見を寄せていただきたい。

このような読者の批評や指摘に比重をおいた補充という試みをおこなう契機となったのは、大学と殆ど無関係な人々の眼には大学闘争がどう視えていたかを探っていた時期の1読者からの反応であった。ある機会に刊行委の一人(松下)は、藤本敏夫氏(参議院選挙に立候補した同姓同名の人とは別人)と手紙のやりとりをするようになった。そして、一度だけ、65年5月に須磨の国民宿舎で開かれた労働者学校で出会っていることが判った。直接に話をしたのではなく、同席しただけという方が正確であるが……。 (松下が同じような出会い方をしている一人に吉本隆明氏がいる。氏は60年6月15日の国会構内や、その後61年から63年春まで続いた自立学校で同じ状況を共有していたが、その後の何度かの手紙のやりとり以外は直接に出会って話をしたことはない。)

前記の藤本氏から受け取った詩やビラや手紙の一部を次に再録しておく。

### 神戸の戦後史の断面から

#### (一労働者の視点を媒介して)

いつもニュースありがとうございます。今度は「一言いいたいの松下昇さんは言葉もよいと思いました。私はブンド、革共同のなかで記憶に残る人です。

(中略)

1965年5月から8月まで、兵庫県労働者学校をもちました。講師は、竹中さん(革共同関西書記長)北方一義さん(いまはしりません)前田保さん(国鉄の労働者)派野哲夫さんで学生は東地区の労働者、松下昇さん、水戸巖さんを覚えてます。水戸さんは、よく話しました。松下さんは寡黙でした。友人が、横田さんの九州の谷川雁を訪問した話をルポにした文章を読んだだけでした。松下さんは、吉本隆明の編集した「試行」に短い物を書いていたので、私も沈黙していました。樺美智子さんが好きな人は、松下さんでした。と、これも死んだ、柴田道子さんから聞いたことがあつたようです。これは漠然としています。それから「造反教官」で新聞にのりました。ニュースで名を見て感動しました。短い言葉でも賞禄があります。では元気で。92・11・2。

(藤本氏から竹田氏への手紙の一部)



# 全学連の東大女子学生

故権美智子さんを虐殺した  
岸内閣は許さず！

警備隊（第四機動隊）がテロリストを慰問せよ！  
瀧死の犠牲者には生花奉奠のまゝ、逮捕三昧にしては  
多岐の学生たちには解放せよ！

神戸の労働者S隊を！

学生・インテリゲンチヤ・市民の連帯を！

去る六月十五日夜半同窓会館に於いて、市警機動隊と、警備隊とによって  
学生・大学教授・新制文化人語を現る、暴行を加えられた。  
彼らの暴行を使用した警備隊を許さず！

（通西コロン）六月三日日  
六月十五日夜一冠息夜種

警備隊第三分団は、同窓会館に於いて、暴行を加えられた。  
警備隊で打撃されている

（朝日新聞六月十九日）

（読者二十日の文壇、中央学生労働者連帯会）

故権美智子さんは、首を刺された跡があり、致命傷になった  
証拠があったのです。（朝日新聞六月十八日）

（社会党参議議員・坂本昭）

この「労働者」が、新学連発行を拒否して、国民の怒りを弾圧したの  
です。

その国民の怒りを最も戦斗的に代表して戦い抜いて来た、

日本の首脳である全学連の多くの学生を痛つけ

た。故権美智子さんを虐殺したので、

私達、神戸労働者大学研究会は限りなく怒り込みをもって

岸内閣に抗議するつもりです。

全神戸の労働者の皆さん、学生連の皆さん、

ストライキを命じたあらゆる抗議の意見を組織しましょう！

岸内閣は許さず！ 国会解散せよ！

岸内閣の代議院は解散せよ！

故権美智子さんを国辱した故権美智子さんを慰問せよ！

原四枝、労働者連帯会、伊藤、伊藤、伊藤を慰問せよ！

全労働者のストライキで抗議運動を起し

新安保を粉砕しよう！

一九七〇年六月二十四日

神戸労働者大学研究会

機関誌「どろんどろん」文学部編集部

ぼろぼろと

神とねて取らん

二んがスローリミスト、ハットウ、

(前略)

1960年3月15日は、私は、15年いた、日本共産党から除名されました。

1946年3月15日筑豊田川で三井田川炭坑3坑で働いていた時に入党しました。

(中略)

アカハタは連日、トロツキストの誹謗の記事つづく。

私は地区委員でしたから除名は地区党大会で決議する事で決まりました。

(反対は婦人が六名あつたそうです)

(藤本氏から松下への手紙の一部)

(前略)

私は脳こうそくをIQ前<sup>一年</sup>やりました。貧乏こんじょうで回復したので、あわてて仕事を無理して一年して再発しました。そのときは口からよだれが出て口が不自由になりました。くれ、くう、あかん、単語なら言えます。電話は久子に変わって貰います。足も手もだんだん悪くなるようです。くるま椅子で先日の憲法集会に車で往復頼みました。アサヒゲラの六甲は紛失しました。あのときの映画は見ました。国際会館で、映画の中で老人ができました。あの老人は自労の労働者でした。私も知っている人でした。「松下昇表現集」一冊が残っています。松下さんのパンフレットをぜひ送ってください。

(後略)

前略 原詩人通信、48号を送ります。お読みください。神戸大学闘争史は私も知っている人の名ができます。沢さん、榎木(白川)です。

神戸大学のバ

リケードの中に一回、見学しました。机や腰掛けをうまく噛み合わせて立派だなと感じました。ギョットとしたのは藤本敏夫と女の名を傘の下の落書きでした。あんな場所で見ると変な感じでした。

(刊行委の註：加藤登紀子のことか?)

2

時間は私にはありますので何回も読むつもりです。それから「時のクサビ通信」のクサビがとつさにワカらなく漢語辞典をだして読み炭坑ではクサビの事をカミサシと言っていたなと思います、山本作兵衛翁の「筑豊炭坑絵巻」で確認しましたが間違いありませんでした。

(後略)

松下昇様

表現集と批評集受け取りました。有難うございました。カンパ、松下さんの好意にあまえます。一枚づつ頁をめくり「山本元すいとやくそく」に興味をもちました。42年は(昭和17年)でした。私は戦前は日本式で戦後は世界式につかいました。私は高等小學生で卒業しました。得に算術は10点満点で2点でした。私の42年は兵庫県の八咫町の石田本屋か通走して東京市大森で新聞配達をしていました。(それは41年で)42年は小石川区の中尾組で人夫をしていました。18歳でした。その頃の事は「神山反共研究」に「藤本夫妻について」と書きました。

(後略)

(藤本氏から松下への手紙の一部)



# 原詩人通信

1993.1.  
NO. 48

● ほうふ 1993年 藤本敏夫

私のひひおばさん(もとさん)は百歳で  
おばあちゃんは八三歳で  
お母ちゃんは九四歳で  
私は七十歳

私は脳卒中になり12年目になる  
だんだん足が悪くてくるま椅子の世話になる  
くるま椅子と車で同伴して選挙でも集会でも参加する  
でも団地の自由猫(ノラネコのこと)に餌を運搬する時に  
久子の手をテスリのかわりにもつて歩く  
物がいえない私に物をいわない猫は親友です  
(童ちゃんも童が台で生まれたので童太です)  
童ちゃんの妹は花子で二匹の子猫がいます  
朝と晩に餌をやります晩は久子だけです  
童太と花子の弱虫の父親は花子にいいよる男猫に二匹で遁走しました  
猫の問題は私の第一義的な問題です

読むのが好きな私は大西巨人の神聖喜劇を三回目ゆつくり読みたい  
つきは元神戸大学講師松下昇さんの神戸大学闘争史はじめ表現集、概  
念集

すべての物を読んで見たい  
詩では「オートバイの兄ちゃんへ」三里塚闘争を想いだしみつくらつ  
ばきこさんの  
生きかたを学びたい  
大西巨人の「三位一体の神話」下の取巻の思想に万葉集、巻第七  
へたまづきの妹は玉かも、あしびきの清き山辺に散れば、散りぬる、  
私はしらないもとさんの生まれた但馬の過疎の村に今年はいきたい

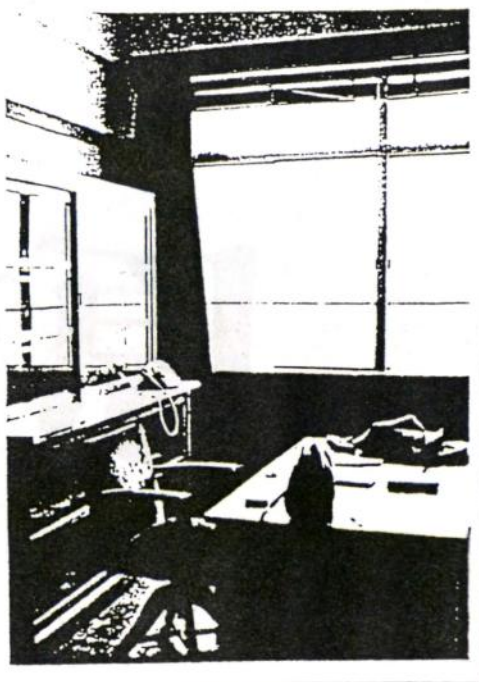
註1詩の始めに出てくる人々の年令は、藤本氏自身の年令を除いて死去時のものであるこ  
とを藤本氏から確認した。…刊行委

編集発行 原詩人社 編集発行人 井之川巨  
東京都品川区大崎4-2-13-405 電話 03(3492)3494  
振替東京7-88945 定価200円(税別) 年間1600円(税込)



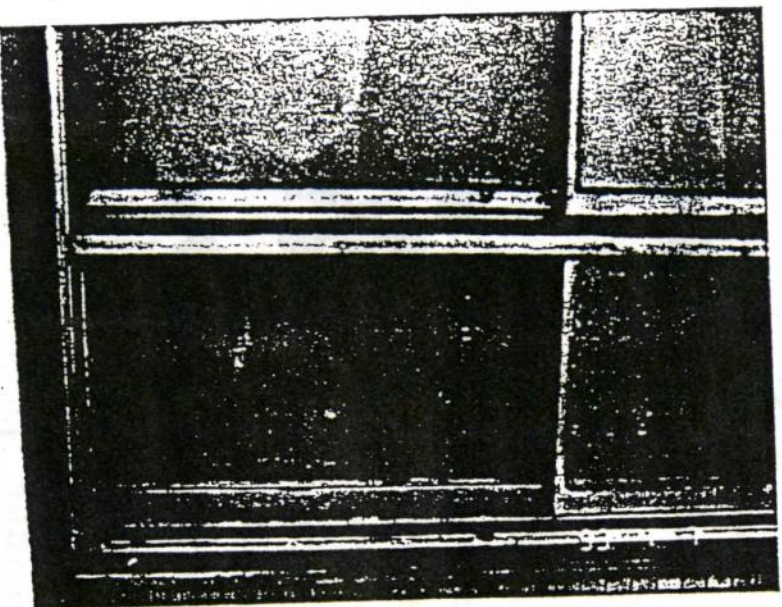
63年5月段階の松下研究室

(翌年に菅谷規矩雄がきてから、机をそれぞれ窓際に移した。撮影は松下)



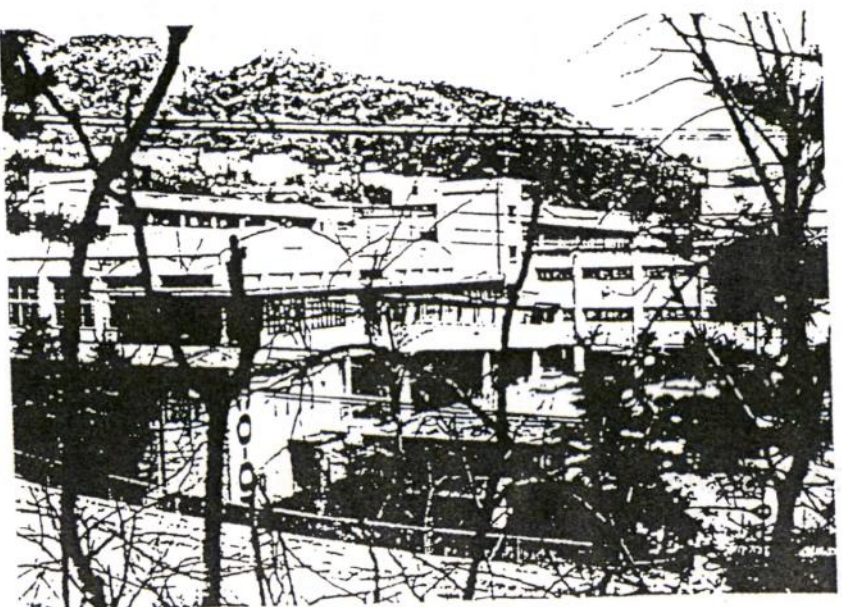
神戸大学教養部の遠景(63年春—撮影は松下)

六甲山系を切りとって空間を作っている経過が判る。B一〇九教室、広場、正門、塀などはまだない。



A四三〇研究室の窓の外側

(93年春—撮影は松下)



神戸大学教養部の遠景(93年春—撮影は松下)

闘争の舞台は修理を放棄して、東南部に正門と管理棟を新築。



## 神戸大学闘争の特性

(処分過程に示されるもの)

前ページまでの表現を媒介して触発されたことを闘争史への註ないし補充として記す。

63年5月に松下が神戸大学へドイツ語教師として来た段階には、60年代の共産党細胞の教師たちの一部は離党していたが、教職員組合は依然として共産党が支配しており、学生自治会は共産党と構造改革派(60年の安保闘争では共に全学連反主流派として国会構内占拠闘争に反対)のヘゲモニー争いで後者が優勢になりつつあった。松下は63年から数年間、6・15には追悼集会の掲示を出したが、菅谷規矩雄が同じ研究室にいた64～66年を除いて一人で会場に座って過ごしていた。67～68年には作品に影響されて映画「六甲」を制作した学生の数名との共同討論がやっと実現した。69年以後は闘争と生活の中でおこなってきている。

なお、他の教師たちは、69年になるまでは松下を非政治的かつ非文学的人間とみなし、学生のデモにも付き添わず(神戸大学の美風とされていた)、文学の研究会にも参加せず留学にも行きたがらない松下を軽蔑し、「最近の若い者は…」と嘆いていた。ところが69年以後には、教養部長になった人を含めて、かれらの全ては松下を妖怪を見る目付きで避け始め、処分と告訴の先頭に立った。

これらは神戸大学の69年までの情動的な後進性を示すエピソードであるともいえるが、教職員や学生には殆ど自覚されていず、むしろ自由で民主的な学風を誇りにしており、文部省も旧帝国大学並みに扱おうとしていた。69年の大学立法の成立段階で最初に神戸大学が封鎖解除を強行した(させられた)背景には、このような事情がある。松下に対する処分の動きは勿論、このような政府の要請を契機としてはいたが、学内の旧進歩派の松下への異和感によって増幅されていたことを強調しておきたい。

実はそれ以前にも神戸大学には処分はあったのだが、松下処分をそれらと同列には論じられないという感触は学内の全旧世代にとって自明であった。それ以前の処分について、この機会に記すと、50年のアメリカの占領政策により哲学の教授・小松氏に対しておこなわれたレッドページと、60年前後に国文学の助教授・黒岩氏に対しておこなわれた分限免職処分である。

50年の資料は、70年代始めに開始し中断され、80年代始めに再開された人事院審理に、神戸大学評議会が数回にわたり全学生、教職員や弁護士を参加させる処分審査をおこなった(松下に対しては拒否し、時間・場所も秘密にした)証拠として提出したものの一部を次ページ以下に掲載する。

60年前後の資料は未入手であり、日付を含めて不明の点が多いけれども、情報を総合すると、黒岩氏は天皇主義者で、授業中に何気なく「天ちゃん」と発語した女子学生を殴ったことが問題とされ、教官の資格なしとされかけたが、教授会での謝罪表明をしたためもあってか戒告処分で済んだようである。(そのように演出した人々がいたのであろう。実



は、50年の小松処分に際しても、最終的には小松氏の辞意表明でケリをつけている。この伝統?により、その後、関西財界に勢力をもつ神戸大学同窓会をバックとする大学執行部は、松下に対して、辞表を出せば任意の外国へ何年でも留学させるし、帰国後の教職も東京に用意するというボス交を試み、松下の拒否を確認すると、一転して、告訴し弾圧路線に踏み切ったのである。)

ところで、黒岩氏は身分は奪われなかったとはいえ、その後、定年になるまで教授に昇格できず、教授会メンバーも、それを当然とみなしていた。70年代の処分が進行しているある日、街の生協マーケットで買物をしている松下に、偶然そこへ来ていたかれが話しかけ、処分過程での松下の非妥協的な態度を賞賛し、「頑張ってください。」と激励したことがある。教授会での投票に際して、かれが松下の処分に関して他のどの教官よりも断固とした感慨をこめて反対投票したことは確実である。その後かれとは出会っていないが、かれの言葉や態度にこめられた意味をどのように生かすかが今も問われている。

松下処分に対して示されたいくつかの態度を列記してみると、

- a- (大衆の反応として) あまり自分たちとは関係ないが、せつかく大学の教師になったのに勿体ない。これからの生活をどうしていくつもりなのか?
- b- (政治活動に関わっている人や党派の方針として) 教育労働者に対する弾圧であり、教育機関の反動性をバクロし闘争を拡大していく材料にできる。
- c- (文学活動に関わっている人の内心の声として) 気の毒ではあるが、殉教者のつもりでいるのが気に入らない。文学に戻る方がよい。

この他にもいろいろあるが、代表的なものとして出して見た。これに対する松下の態度の基本を示すと、

- aの人々の日々の生活に深く関わっているけれども無意識の内に放置している問題をあなた方の代りに追求し、生き抜き、成果を提出したい。
- bの人々が自己の組織や政治思想では擁護ないし利用できない政治的な地点にまで問題を拡げていく。その場所でも喜んで共闘していく。
- cの思い込みに反して、自分は何に殉じるつもりもないし、だれよりも、少なくとも、あなた方よりは思想・文学的なテーマをずっと深く手にし続けるだろう。というものであった。

これらが、どのように実現されているかについて、このパンフを読む人々だけでなく、前記の態度を表明した全ての人々の参加を得て検証したい。

(次ページ以降に50年の処分に関連する資料を転載するが、これまでのべてきたテーマと交差させ、かつ戦後史過程の拡がりの中で神戸大学闘争を再把握していただきたい。)







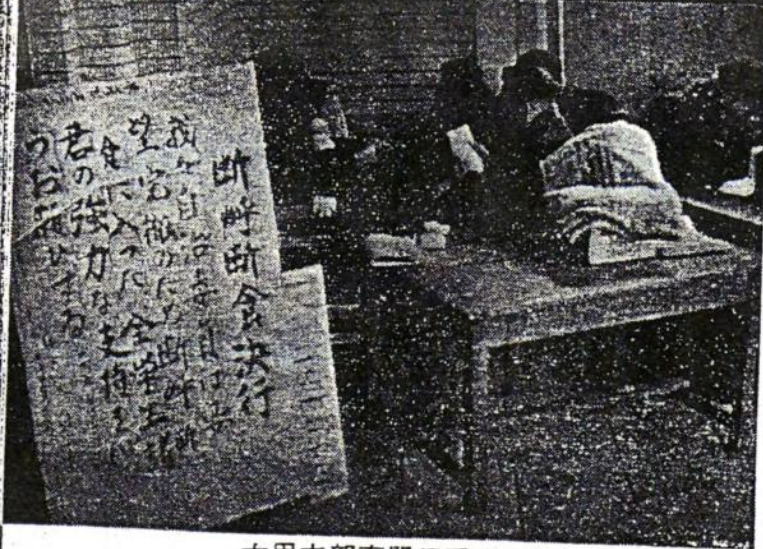
## 第二回（本誌三号所載）神戸大学の発足・ 学生自治会の結成・小松問題その一

### 一、新制神戸大学学生自治会の結成

1、一九四九（昭二四）年七月一日第一回生入学式。九月開講。  
2、一回生たちは旧制各高等が各学部を構成し、初期はそれぞれの前身校の相違でのトラブルが統一をさまたげたが、小松問題のたまたかい等の中で統一される。3、姫路、住吉（今は御影）の両ジュニア共自治会結成に難航しつつ自治委員会が成立する。4、姫路の自治会はすぐ全学連に加盟する。5、住吉の自治会は試験のカンニング問題、旧制神経大予科の美風「無監督試験制」を新制でやれとの出身学生の要求などで混乱をつづける。その中で開学記念祭のはしりも行なわれる。6、全学連第二回大会は四九年一月全国学生代表のほとんど全員の賛成のうちにレッドパージ反対をふくむ教育防衛闘争をきめる。住吉の自治会は内部混乱から全学連の路線にはまだ加われない。7、住吉は六甲台三学部系学生の一部の分裂活動の中で無監督制を確立し、体制をととのえた。

### 二、小松問題その一・イールズ声明とレッド・パージ

1、アメリカ占領軍と吉田内閣の日本を帝國主義陣営の一環に再編しようとの動きは四九年に特に露骨化し、国民の反抗も強く、弾圧も激化し、大学当局は揭示許可制で学生を弾圧する。2、占領軍顧問イールズは大学から共産主義者を追放せよと声明、教授も学生も反対にたつ。3、旧制山形高校教授小松撰郎氏は、その進歩的言動か



六甲本部玄関前でのハンガースト

的な判断で小松氏を追放するという形をとのえる名演技をやりとげたのである。これは、たとえば茨城大学当局が、梅本克巳旧制水戸高校教授を追放するさい、「学内で政治活動をしている」と文部省にその指図を返したケースとくらべてそのスマートさがいじめるしい。しかしそれは一面、わが学内の神戸高商以来の資本主義のチャンピオンたる学風による反共主義が、自らも反共たる「性格俳優」としてレッド・パージを自主的に演出しうる必然性と能力をもっていたことを示す。学生たちは、新旧を問わずこの氏の開講中止をレッドパージの意図として、当局の慎重考慮中一てんばりの秘密主義をつき、大闘争の火ぶたを切る。当局はあたかもレッドパージから小松氏を守るために申請をおくらせているかの如き説明までして時をかせぐ。4、公務員（大学教授をふくむ）の政治活動を制限する人事院規

ら、日本人の中のアメリカ迎合的分子や右翼(?)の投書なども手伝って、山形軍政部司令官カスター大佐、教育課長ボーガス等から目をつけられ、たびたび呼びだされていやがらせを受けていた。一九四八（昭二三）年夏、新制大学発足を準備する神戸前身各校当局代表者よりなる設立準備委員は、小松氏を文理学部文科専門課程倫理学教授としてまねく正式結束をし、その準備として五月、同氏は旧制神経大予科教授として着任した。一九四九年の旧制大から新制大へのきりかえに際して、進歩的学者を追放する好機としたアメリカ占領軍は、一方でイールズにレッドパージ布教を、新潟大開学式（七・一九）を皮切りに全国行脚をさせる一方、全国各府県の軍政部から、その地方の「アカい」学者についての報告を求め、山形からは小松氏がGHQのリストにのった。占領政策は日本政府を通じてその責任として行なわれるのが原則である。GHQは当時の天野貞祐文相に口頭で秘密に、これら進歩的教授のパーシをサジェッションする。天野は、新制大発足手続に上京する全国の大学学長たちにごっそり自宅(?)でこのむねを伝える。神戸大中学長には小松撰郎の名が示された。かくて七月神大発足、八月末の時間割には哲学概論小松とありながら、九月開講と同時に氏の講義は休講され、学生たちの知るところとなる。すなわち、新制神大当局は八月一日、新制大構成職員として文部省に発令を申請する第一次リストより小松氏をけずり、また時間割からも、「氏の思想的傾向に鑑み」（田中学長談）のぞかれた。すべてこれらはGHQ、文部本省の示さの反映である。ただ注意すべきは、田中氏をはじめ神大の当局者は、これらの圧力をまったくくみかくしおおせた。対文部省にすら表面的には何の公式な協議もせず、あくまでも学内問題として神大の自主

則（今日、ILO八七号条約問題とともにその避憲性が再びクロウズ・アップされてきた）が九月公布、十月には各地でレッドパージ表面化、小松氏は神大新聞に、当局の不当をつく談話を発表、学長はこれを誤解であると訂正を申し入れ、平和的解決を願う氏はこれを受ける。5、イールズが神大にも来てレッドパージを説く。小松問題は当局側が正式な議題として大学の最高管理機関たる評議会にかけぬままに越年。6、学長は小松氏に著書論文等の資料を求め、氏はこの「特高的調査」に当局の悪意を感じ、かくて学術会議に神大当局の学問思想の自由への不当な圧迫を提訴、声明を発表。7、当局はショックを受け、あわてて再び諒解作業を氏に行ない、氏は再び平穩裡の解決をのぞみ提訴声明を取り下げる。学生は、この問題表明化をおそれる工作に、当局の秘密裡でのレッドパージの企図を見、学生中に存在した、低姿勢のほうが小松氏神大就任に有利との見方はふきとび、かくて一月末、新旧東西各自治会は起ち上る。この間、神戸軍政部のアメリカ人(?)がこっそり学長室を訪れて何卒かを田中学長らと話したこともあったといわれる。

### 第三回（本誌四号所載）小松問題その二・その三

三、小松問題その二・評議会と学生たち——あるいは「慎重考慮」対「学問の自由」

1、一月文理学部文科（現文学部）教授会は氏の申請支持を決議、各自治会はこれを支持し評議会の即刻申請を要求する。2、全学連も神大学生をバックアップし、闘争の主力は旧制自治会、そしてストを日程にのせる。3、二月一四日神経大自治委員のハンスト決行



は全学生を実力行使にふみ切らせる。評議会はやっと小松申請可否を議題にし、その開催ごとに学生たちは六甲におしかけ、深夜におよぶ会議まちと交渉がたび重なる。4、学生の実力行使を背景にする強力な闘争に、当局側は説明これつとめ、なだめる。その真意は学生が休職に入るのを待ち、時をかせぐためであった。評議会はたび重なることに、やるべきがなくなるとに困り、あまり関係のない法律論のむしかえしを重ねていた。5、文理学部教授会が改めて小松氏申請の可否をきめるよう評議会によりきまり、学生はその工作に動く。休職入りの早い旧制自治会は、当局の引きのばし策に対抗して、休職入りのおそい新制自治会に闘争のイニシアをゆずる。6、文理学部教授会は二月二日もし小松氏を申請するなら、議事録を某方面（いわずとも知れたアメリカさん）に出さねばならんかもわからんぞとの長島事務局長（当時）（某評議員を訂正）のおどかしにも屈せず二七対三で小松氏申請をきめる。7、学外からの神大当局への批難の声も高まる。評議会はまた結論を出さぬ。8、新制自治会にスト体制で三月一六日の評議会をまつ。教職組や自治会の首脳部の票読みでは辛うじて申請できる票をとるはずであった。

#### 四、小松問題その三・小松氏不申請と「無期限」ストライキ、およびその「期限」について

1、評議会は三月一六日一対九で小松氏不申請をきめる。秘密投票であったが、文理学部評議員中理科の二名が、学部教授会の決定に反して「黒」（不申請）にひっくりかえったためといわれている。もちろん、強い圧力、すなわち白頭下の黒い霧の魔手のしわざ

員たちのうち数人が、こっそりと一人一人これらボス教授たちの家に呼び出されて、今ストをやめれば処分しないとの、一流会社のスト切りくずし工作そっくりの場面が、三月二十日、二十一日ごろに現出していた。切りくずしに狂はんしたのはボス教授だけではなない。良心的といわれる教養部の教官たちの中にも、その良心と、職責との板ばさみに、外面的には学生と当局の板ばさみに苦しむのあまり、とにかく試験だけは受けてくれと委員や活動家に泣きおとしをかけた。「敵」には強い猛者たちも、「味方」の先生たちのこの戦術には参ってしまった。自宅通学生が多く、四六時中結束できる寮生のすくない住吉の委員会が、まずやられてしまふ。

三月二十二日、大激論の末少数差で「スト一時中止、試験後闘争を再開」ときめ、すぐに学生大会にかけ、大会もこのような悲観的ムードを反映して遂にストを中止する。しかしこの大会決定にも、種々の条件、たとえば評議会の不信任とその再編成要求、小松氏の復職までの生活保障、姫路との統一した行動（姫路の学友たちとも同一の判断でスト中止をする）等がおこまれ、空気の悲観的なわりには前向きな要求を強く出していた。

ところが当局はこれらの要求をくわしく見たのかどうか、とにかくスト中止ということだけでおどり上って喜んだ。

5 住吉の委員たちは、泣きながら姫路の学友たちへスト中止勧告に出発する。と、当局は何と、自動車をさしまわしてくる。社会主義経済学者にしてスト切りくずし工作に最も熱心な一人であった某教授は、泊りこみ学生のゴロゴロしている住吉の闘争本部である自治会室に、配給制度の当時では貴重品であったパンを大量にさし入れられ、この打って変わった美わしき師の恩に、闘争委員たちは目を

であらう。そしてその理由に氏の学術会議への提訴声明が過激だったことだけを唯一の口実としてあげる。ヤクザがいんねんをつけると同様の手段で、ここにレッドパージが遂行された。新制学生は無期限ストに入り、試験ものびる。3、スト中の学生は全員街頭に出し、市民に訴える。スト破りは一人もいない。当局は動揺し、切りくずし工作をはじめめる。

——おろすじと截止・終——

#### 四、小松問題その三

##### 小松氏不申請と「無期限」ストライキ、およびその「期限」について（つづき）

4 休職入りで学生たちがいなくなるのを待っていた大学当局は、試験をポイコットして無期限ストに入り、いっこうに学校からいなくなるならぬ姫路、住吉の両自治会の強力な運動にまったく手をやいた。一方学外からは伏見康治阪大教授ほか学術会議会員の三月二十、二十一両日の調査団が神大当局の小松氏不申請を不当とする報告書を出し、伏見氏は学術会議に提訴するし、内外の糾弾にあって、学長は不申請理由をくわしくかいたパンフレットを公表するなど大あわてのファイアマンぶりをはじめた。

自治会委員たち、両教養部主事をはじめとする教養課程（ほとんど文理学部）の教官たちは、当局首脳―田中、八木、川上、北野らの六甲台学部の教授たちのおどかし、なだめ、すかし、泣き落とし工作の矢面に立つ。大学本部は教養部に試験の強行を命令する。公けの命令とあれば止むをえぬと姫路住吉の掲示板は試験の時間表をはり出した。ところが学生は一人も受験しない。しかし、その裏では、委

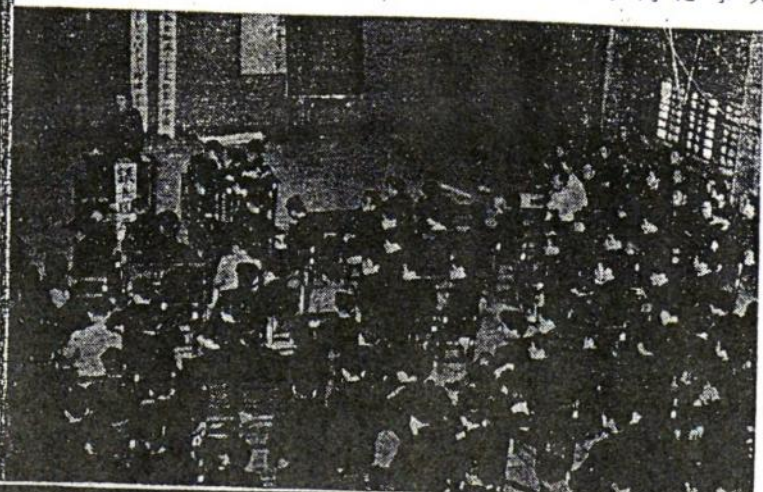
白黒させておどろいた。

さて、当局さしまわしのクルマで姫路にのりこんだ住吉の委員たちは、寮に根を生やしてガンばっている姫路委員会の断固たるスト中止拒否にあった。二十二日深夜、白陵寮にはあかあかと灯がともり、住吉の委員をとりかこんで姫路の委員、寮生たちがこんこんと願意を説得する。曰く、三月末をもって小松氏は旧神経大予科教授の身分を失う、ならば四月からの闘争は困難さを加えるばかりだ曰く、春休みに入れば当局の思うつぼだ、ストにより休職以前の状態を維持するのが当局をして願意させるに至る唯一の方法だ。

6 かくて姫路派遣委員中の当初よりスト続行派は、いよいよ意を強くし、中止派も説得されて翌二十三日早朝神戸にとつてかえる。一日の準備ののち、二十四日、神戸教養部は住吉講堂に学生大会を開く。朝鮮留学生でありながら、衆望をになつて委員長をつとめる

#### ジュニアの学生大会（場所は今の教

養部体育館）





辛基秀君(B1)の説得と、姫路よりの代表数名の情況説明によつて、大会はどんでん返しに無期限スト続行を決議し、中止派の委員数名の辞職と新委員の補充を、そして、当局側のスト破り工作を未然に防止する手だてとして、「誰か一名でも何らかの処分が行われれば、全学生は総退学する」との決定をした。大会場は全員が退学届を書く場と化し、その場で退学届があつめられ、委員会はこれをしっかりと保管する。

7 文科教授会は三月二十七日、学部自治の原則を主張し、評議会の小松氏不申請理由は納得し難いとその矛盾した論理——談話で、政党内閣のみでは罷免理由にならぬといひながら文科教授会では共産党員と国立大学教授は職責においてふれる疑ありといひていること等——をつき、文、理両学部の早期独立と評議員定数の他学部なみ三名への増加を要求する文書を学長、評議会に提出する。これが評議会のいれる所とはならず、今井、武市両教授は評議員を、また今井教授神戸教養部主事も辞職される。

この文科教授会の要求は、基本的には無期限ストでたかたかっている学生たちの要求とまったく同一であり、学生たちは大いに意を強くする。旧予科委員会、神戸教養部委員会は、それぞれ学長のパンフレット「不申請理由書」を徹底的に批判し、法理論からも、この本邦有数の英米法学者のあげる「理由」をぶつつぶす文書を発行する。

8 住吉の学生は二十七日の学生大会で、二十八、二十九両日、再び大規模な街頭進出に全学生を動員することをきめる。しばらく学内でバタバタしていた学生はターミナルにちらばって二日間の遊説に声をからす。神戸教養部は主事も辞職、スト切りくずしも失敗し

の見える闘争体制を固めようと決めてしまった。

一方、神戸教養部は、一時は当局の泣き落とし戦術の片棒をかつぎながらもやがて立ち直った文科教授会との連絡も良く、闘争の中心的な役割を果たしつつ、特にその文書戦はほとんどが住吉のイニシアチブで行なわれていたが、ここに四月十五日、自分たちは進級しないまま、第二回入学生を迎えるに至って、なおもストを続行中、新入生たちは入学式の翌日から二年生(?)のストで休講という事態にたちいたった。主事より登校せよとの手紙が全員に発せられ、講義や試験を受けるのではなく学生大会に出るために登校した学生は、ついにスト中止を決定、四月二十日から試験を受けて進級することになった。

スト突入前に「無監督試験」を決定していた住吉では、スト疲れからやむをえず語学、数学、その他一部の講義だけを「無監督」で受験した。大闘争の中で大学自治と学問の神聖さをいやというほど論じつくした第一回生たちは、この監督の先生がいなくて、委員が答案を集配する「理想的」試験を、一人のカンニングも出さずに全員が受け、新一年生を加えた自治会を強化することで次の闘争になんて組織を固める。

#### 五、小松問題その四・公開審理という名の階級裁判

##### 1 各自治会、闘争体制を組みなおす

旧制神経大自治会は不申請決定の時、すでに休暇で何もできなかったが、春とともに四月二十六日の大会で、小松氏再申請、学部自治確立、文理教授会支持等をきめて動き出す。五月二日の学生大会に

かえって強化されて、鎮庄のすべを失った学長たちは、反撃の重点を姫路におき、一度住吉で成功した手、すなわち教養部教官を板ばさみにしてからめ手からスト中止をさせようと、姫路当局の責任を追究しはじめる。曰く、ストをやめさせて早く試験をやれ。ところが逆に、姫路教養部教官会議は、「事態をここまで追いやったのは学長の責任だ、これを追究する」とひらき直られ、学生を処分せよとの要求に対しては「その理由が見あたらない」と、けんもほろろの状態。ついに三月末、当局は、強行鎮庄策を放棄し、住吉姫路両主事に、四月十六日までに試験を行うこと、細目は一任、と権限を委任してしまつた。

学外諸方面のこの問題への調査団なども、学生の強力な、かつ多方面での宣伝活動が物を言つて続々と来学し、いずれも文科教授会、学生の要求を正とし、当局を否とする報告を表し、学術会議への提訴も相次ぐ状態となつてくる。神戸教養部は委員数名を上京させ、宣伝文書を各方面に流す。文科教授会も、文理学部文科としての公式な問題の経緯を綴った印刷物を発行する。かくて無期限ストは文書を全国にくりひろげつつ持久戦に入った。

9 ところが、四月に入つて、姫路がぐらつき始める。当局のおどしや泣き落としはあまり効果はなかったが、学生たちは寮での浦城生活が、当時の食糧難、生活難からだんだん苦しくなつて来、帰省しはじめる学生が続々と出はじめ、また地理的に神戸からはなれていくことが情勢の有利さを一般学生が意識する点にやや欠けていたことも手伝つて、とうとう内部体制が崩壊しかけ、四月五日の大会で、ストを一時中止して十三日より試験を受け、これによつてダレ

## 論 辞 典

## 本 資

1 割引  
絶賛発売中

わが国の資本論学者の総力を結集した世界最初の  
資本論総合辞典！

■ 定価 2,800円

■ 特価 2,600円 (7日末日締切)

■ 分割2回払可 (但5割引)

■ 予約申込受付中

書籍部の御用命は

神大生協書籍部へ



は、新制の二の舞をおひきもとでやられてはかなわんとしてか、田中校長が出席して小松問題の説明を行なったが、退場直後、四・五日両日の抗議ストが決議される。学長はそれまで、旧制の大会にはたびたび出席している。今日から見れば異例のようにも思えるが、当時はそれほど変わったことではなかった。このストは成功裡に行なわれた。同調を呼びかけられた新制両教養部は、新一年生を迎えてもたつき、ついに歩調はそろわなかった。

というのは、神戸教養部は特に、学舎が住吉、六甲にわかれ、一年と二年は毎日すれ違いで両方合同する時が時間割の上ではなくなるという、自治会活動には最悪の条件が加わり、変則的な事態にそって規約から変更しなければならず、委員選挙もおくられて成立したのは六月四日というありさまであった。

## 2 小松氏、公開審査を請求。すなわち法による闘争の開始

伏見阪大教授らの学術会議提議は、四月下旬の第六回総会の上提されたが「大学の不当人事について」との提議は、会員の多数の学界ボスたちにより「末だ一般的ならず」としてとりあげる運びとなりえなかった。

東大においても、職組三役に対するレッドパージが、神大同様学部教授会を無視した評議会により行なわれ、うち二名の教官は、教育公務員特例法に定める「意に反する不利益処分」に対する法的救済措置としての公開審査を請求し、この条項が発動する全開初公開審査が四月十一日に行なわれる。神大においても、三月末で神經大予科が制度として消滅し、小松氏は予科教授を免職されたわけで、次に問題なのは当然このケースであることは、誰の日にも明らかである。

あったことから、この東大の公開審査の傍聴席では、それぞれに見学に来上した田中校長、文科教授会代表、神戸教養部の自治会代表がはち合せ、とんだ異趣同舟を演じた。

さて、四月十三日には学長よ小松氏に、法に定まった「審査事由説明書」が送られた。その要旨は、二十五年三月末で予科が廃止になったので国家公務員法七十八条の四（官制の改廃による廃職）に該当して免職となるという、まさに先にあらすじに述べた、レッドパージのレの字もない、大学の自主性をたくみによそおった一六茶番劇のフィナーレにふさわしい陳腐なものであった。法によれば、この説明書を受領してから三十日以内に大学管理機関（評議会）に口頭公開審査を請求しなければ、自動的に小松氏がこの理由で首になったことを納得したことになる。とんでもない。

神經大自治会に設けられた特別研究班は、この説明書などを研究して四月二十四日、「小松教授救済に関する法的諸問題の関連について」との堂々たる法解釈を表す。神大新聞五月十日号に発表されたこれによると、小松問題には、二つの全く異なる問題が含まれる、すなわち前掲の審査事由説明書（以下説明書と略す）の問題、いかえれば「免官」の問題、および二月の文理学部教授会が申請し三月十六日評議会が不申請とひっくり返した新制神大教授採用に関するかどうかの「採用」の問題である。

前者については、予科がなくなったから免職というのは他の予科の先生が皆そうならともかく、小松氏だけを免職にしたのは何ら法的理由なく、不平等な違法なもので、これは「行政事件訴訟特例法」二条十項の不服の申立をなしうる処分である。後者については

は、なるほど教官を採用するのは、「評議会の議に基づき学長が行なう基準」によって選考されるが、その「選考」は「教授会の議に基づき学長が行なう」のであって、今回のケースのような採用（学長はその手続の一つとして文部省に採用を申請する申請権がある）には、評議会なるものの存在と決議はナンセンスで無関係である。だから学長のやったことは、無意味な機関にかかってしかも自分も評議員としての一票を投じたという、たとい不作為としても越権行為は明白である、と。

学生運動史の中に、このような立派な法解釈を生み出す能力を有した先輩たちをわが神大学生はまさに誇りとせねばならぬ。

一九五〇年五月一日、輝けるメーデーの日、小松教授は学長に公開審査請求書を送った。その不服理由には、この特別研究班の法解釈のとおりものをあげられている。

この請求により評議会議決は「密理手続規則」制定の準備をはじめ、小松氏請は弁護団を結成する。すなわち自由法曹助菅原昌人、浪江源治両弁護士、文科教授会や教職組の代表や代理として東京都立大寺沢恒信助教授、前予科長服部英次郎教授（L）、教職組委員長古林喜楽教授（B）、多田英次、井上増次郎、二宮尊道各文科教授ら。

また文科教授会は、審理に先立って五月十四日、長文の声明を発表してその決意をひれきし、田中校長の不合理な処置につき、真理と正義に立つ大学の使命のためにたたかうことをのべる。この時点においてすら、評議会はさきにかえた文科代表二名を除き他は全員その汚れた手のままで、公開審査にのぞむ。日どりも六月一日、



## 株式 大 林 組 会社

取締役社長 大林芳郎

本店 大阪市東区京橋3丁目75番地  
電話大代表 861  
支店 東京・札幌・仙台・横浜・名古屋・  
岡山・広島・福岡・高松  
出張所 神戸



六甲一〇二教室ときまり、自治会は動員をかける。全国の注視の中にその日がやってきた。

編さん会より——  
前号での運動史への「批判、訂正、補足、その他何でも」をつの

る呼びかけに応じられた一つとして、小松問題の当事者であり、現在も東京において哲学者、評論家として精力的に文筆活動を続けておられる小松振郎先生に、とりあえずのご感想をよせて頂きました。他の皆様からも、種々お寄せ下さるようお待ちしております。

## 学生運動史を読んで

小松 振郎

(「小松問題」当事者)

(こまつ せつろう)



私に与えられた枚数はわずかなので、くわしいことは別の機会にゆずり、いまは要点だけを述べておく。

私が旧制山形高校から神戸大学へ移ったのは、つぎのような事情による。  
昭和二十三年十月二日、私は私用で山形から東京へ行った帰りに、仙台市に寄って武市健人氏を訪問した。そのとき武市氏から、自分も神戸大学へ行くが、君もいっしょに行かないか、との話があった。そのとき私は口頭で、正式には山形高校の諒解をえなければならぬが、個人の考えとしては、神戸大学へ行ってもいいと答えた。  
武市氏はこの旨を当時の神経大学長田中保太郎氏に伝えたと見えて、田中大学長から

昭和二十三年十月十日  
神戸大学設置準備委員会委員長  
神戸経済大学長 田中保太郎 公印  
小松振郎 殿  
拝啓 秋冷の候、御清静の設、置し上げます  
かねて武市健人氏を通じて神戸大学文学部専門講座担当の教授として御協力をお願いして居ましたところ、御快諾賜り御厚情有難く深く御礼申し上げます  
新設学部のため御指導御尽力の程お願いいたします  
敬具

私は仙台から山形へかえり、当時の山形高校長北岡啓氏にも話して、その諒解をえ

た。そして私は「承諾書」を神戸大学へ送った。また、神戸の方からは予科長服部英次郎氏からも学長と同様の要請状が来た。山形高校の方では、趣旨は諒解したが、田中大学長から山形高校長宛の公文書を要求し、やがて公文書が着いたので、それによって初めて手続きをとった。

昭和二十四年一月二十六日、神戸大学から学長、文科長の投票用紙が来た。私は、学長に田中保太郎氏、文科長に今井林太郎氏を選んだ。

二月二十六日、服部英次郎氏から書面が着いて、神経大予科教授として四月から来てほしいとのことであった。この問題についても山形高校の校長および教授会の承認をえて、三月二日服部氏に承諾の返事を出した。

服部氏からはなるべく早く来てほしいとの話があったので、四月には転居するつもりでいたが、子供たちの病気が続いたので、のびのびになっていった。四月二十三日に神戸大学で武市健人氏、橋本雄氏および私の三人の講演会があり、そのためだけに神戸へ行った。

予科教授の辞令が出たのは五月十四日付であった。子供の病氣も長びいたが、ようやく治り、六月二十日に山形を立って神戸へ向かった。

神戸では、予科の授業を一週間か二週間しただけで夏休みになってしまった。七月には新潟大学でイールズ声明が行われた。九月に入ると、さっそく私の新制大学への登壇禁止の問題が起った。

そのこの経過については「学生運動史」を見て頂くことにするが、一つ指摘しておかねばならないことがある。すなわち、公開審査の頃、「これは純粹の法律問題である、旧制予科は廃止されるので、予科教授は自然に退職になる、なんとも仕方ないことである」としきりに主張された。終りの頃には、組合さえもこれに同調した。しからば、昭和二十三年十月十日付の公文書は純粹の法律問題としてどういうことになるのであろうか？

さらに、ヨリ重要な問題がある。昭和二十四年には日本は外国の占領下という特殊事情の下にあった。昭和二十五年六月に朝鮮動乱が勃発したが、その前の陰惨な時期

に、下山事件、松川事件、帝銀事件、レッド・パージ等の不可解な事件が連続した。松本清張が『日本の黒い霧』で、ある限界内においてではあるが、緻密な分析をしているように、いずれも国際的運関のある事件である。レッド・パージもその一環として行われた。この根本をおさえてかかるのであれば、すべての問題がぼやけてしまふ。哲学では「現象と本質」ということをいうが、本質はかくれている。現象を追いかけるだけでは、本質を理解することはできない。私の能免を最終的に決定した評議会は昭和二十六年九月九日に行われた。この日は日曜日、日曜日に評議会の行われたのは異例のことである。しかも、日本の九月九日はアメリカの九月八日、まさにサンフランシスコ条約調印の日である。この一致は私には決して偶然とは思えない。  
いわゆる「小松問題」はすでに「歴史」になっている。だが、今日の時点においてその再検討はぜひ必要である。それは、大学の自治と学問・思想の自由との根本にかかわる問題であるから。



# 神戸大学学生運動史 (第五回)



小松問題その四(つづき)・嵐の中の学生運動  
— 全面講和、反帝、反戦、平和をかちとるた  
たかい — 一九五〇年の情勢

## 神戸大学学生運動史編さん会

### 五、小松問題その四

#### 公開審理という名の階級裁判(つづき)

#### 3 「意に反する不利益処分」についての公開審理がはじまった!

一九五〇年六月一日、六甲台は晴れていた。世紀の階級裁判、しかし、労働者階級の立場に立つ共産党員を今日の支配権力すなわち資本家階級の立場で追放し、さらにそれを合理化しようとする意味

での、まさに階級裁判の幕が切られて落された。

午後二時、六甲台一〇二教室は八百人の新制、旧制学生たちを主とする傍聴者で埋まり、入り切れぬ学生たちはすべての窓をふさぐ。入口では守衛が「傍聴者心得」なるちらしをわたすがそんなものには目もくれず、紺色と白にくまらされて白鳩をあしらった当時流行の反戦旗、全金属労組等の赤い組合旗が立錐の余地なき室内に高々とはためく。田中学長ら、改選された文科の二名以外はすべてその汚れた手のままの評議員が教卓の向うに、全員をへいげいし、傍聴の大家の先頭、教卓のすぐ下のカブリつきに小松氏をはじめ菅原

浪江、古林、多田、二宮ら弁護陣がずらり。このすわり方は、いみじくもこの問題の本質を露呈していた。すなわち学内外の圧倒的多数が否とするレッドパージの三百代言的強行を行った評議会が、全学の大家に真正面から対決をせまられたかっこうをとったというものである。しかし、いくら何でもこれではおかしい、被告小松を最高裁がさばく如き状況では困る、机を評議会対小松がそれぞれ対等に向きあう如くせよとの弁護団からの当然の抗議が出た。学長はこのままではいい居座りかけたので満場のすざましい抗議の音が一〇二室をゆるがし、ミスジャッジへの野次に立往生のアンパイヤようしく、休憩時に机が並べ直されて学長だけが教卓に、小松側と評議員は教卓の下に向かい合っすわる。

ついで弁護側より、議事記録の保存と公開につき、とかく当局側に都合のよい記録がされ勝ちで歪曲のおそれありと注文をつけて一もめ。さらに評議員の構成、性格、学長はいつたこの審理の議長と評議会代表という混乱した性格でいいのか、等々の鋭い追究に、ほとんど学長一人で答弁し、時々は要領をえないと満場の抗議、ヤジに中断されつつ、何ら実質論議に入らず手続問題のみに終始して第一回審理は学長の時間切れとの一方的判断で幕をとじる。ほとんど沈黙を守る評議員、一人でしゃべくりまわる学長、議事手続の非民主性を鋭くつく弁護団、筋の通りぬ答弁にたびたび非難の声を一せいに上げる学生たち。当時の神戸大学新聞は「ワンマンの土俵入り、太刀持ちつゆ払い不用、みんなワシがやる」との学長似顔入りマンガを以てこれを報じた。

評議員がそそくさと一方的に満座のバ声を背に退場したあとの一〇二室で、直ちに弁護団の寺沢恒信東京都立大助教授、服部英次郎

### 年表

- 1950年
- 3・15 「世界平和評議会第三回総会」、ストックホルム・アッピール発表。
- 3・中旬 全学連、「反戦学生同盟」の結成を提唱。
- 5・18 当局、「神戸大学教育職員の仕事等」の処分に関する口頭審理手続規則」成案。各学部教授会で成立。
- 5・22 「平和投票」旧制神経大にて始める。
- 6・1 小松問題第一回公開審理。
- 6・11 2 姫路・神経大学生大会。
- 6・3 全学連統一行動日、姫路スト・デモ、神戸スト・街進。
- 6・10 県下青年学生祖國戦線結成大会。
- 6・12 国立大学学長会議。
- 6・14 神戸大学合同委員会。
- 6・15 小松問題第二回審理。
- 6・29 小松問題第三回審理。
- 10・25 一第四回公開審理。
- 1951年
- 6・2 「教特法一部改正法案」国会成立。
- 6・14 新法による「審理手続規程案」を評議会で審議。
- 6・17 学長・弁護団会見。
- 6・23 小松氏追放絶対反対を各自治会教職組で決議。
- 9・7 緊急評議会。
- 9・9 評議会小松氏免官と決定。
- 10・1 小松氏「教授申請辞退」を文科教授会に申し入れ。



前予科長(当時文理学部、文科教授)二氏の講演会が引き続き行われる。寺沢氏は学問の自由、学園の自治を、服部氏は「本学における記録の不備と記憶の悪さは恐ろしく、しかも良心の苛責をうけること小なることまたおどろくべき、かつ愛の精神の稀薄なることまた」と本学の首脳部の非民主、不誠実、無責任を、各々論じられた。

#### 4 手続でもめる公開審理

第一回の審理にさきだち当局は「神戸大学教育職員転任等の処分に關する口頭審理手続規則」つまり一〇二「法廷」のルールを各学部教授会にかけて、五月一八日に成案をえていた。文科教授会の修正案が出てこれは審理の席上で弁護団の一人多田教授が提出されるが、自治会も、前号にのべた「神経大(旧)自治会特別研究班」が活躍し、高木右門、森長英三郎両法曹家の協力をえて、長文の「手続規則批判」を発表し、この規則は処分をうけた者の経済的性格をもつ審理を行うには「妥当でないのはもちろん、違法でさえある」と断じてその改正を要求する。かくして第二回以後の公開審理は手続問題に終始し、表面をとりつくりつたレッドパージを明らかにする実質論に入らぬままに打ち切られるのであるが。

さて、第二回審理は六月十五日前回と同じ位の学生たちの見守る中で、手続規則の不当性をつき再審議せよとの弁護側の要求と、防戦一方の評議会との論戦で暮。学生たちも、シンクくさい論議にうんざりして野次はぐつとすくなくなつた。

第三回は六月二十九日。傍聴席は白一色。弁護側の手続規則改正要求をめぐつての大論議。学長はその後評議会で再決定した、だからあくまで改正しないとがんばる。二宮導道弁護人の、規則制定までに各学部教授会での審議が五月十一—十八日にあつたが各学部

長はこの検討がどうだったかを報告せよとの要求で、各学部長報告。ところが福田敬太郎経営学部長の報告が何やらあやふやでもたつきやおら立ち上つた教職組委員長古林喜楽弁護人が、経営学部教授として、経営では規則審議をやっていないぞとバクダン発言。満場総立ち。大かんと声、足ふみ鳴らしてしばし止まず。福田氏やむなく実はそうだったと認めたらしいが聞きとれなかつたのは言うまでもない。十年をへた今日、田中学長今は亡く、古林氏は「前」学長、福田氏は「二割三分の」「選挙管理」「現」学長。まさに十年一昔である。

かくして、弁護側は規則に対案を出し、あわせて各教授会での再審議(経営学部は「再」でないが)を要求する。これにつき学長が本論に入らずに手続でもめるのはイカンという発言をしたので、また一さわざあつて結局評議会が弁護側の対案にもられた修正点を次回までに審議すること落ちつき、次回は第四回を七月二十日、第五回は同二十七日、第六回九月七日、のスケジュールもきまつた。夏休み中二回の審理への動員のため自治会はピラマキなどで人の確保につとめる。

#### 5 全国に吹き荒ぶレッドパージの中の神大

夏休みに入って予定されていた二回の公開審理は、評議会、弁護団双方の都合が悪く、ついに開かれぬまま九月に延期となる。

ところで、一九五〇年六月前後という時期は、戦後史十五年の中でもきわだつて重大事件のあつた時期だ。いわく、6・2、GHQウイロビー声明により警視庁集会・デモ禁止。6・6、GHQ日共中央委員全員公職追放。

6・25、朝鮮戦争ばつ発、6・25、マック、日共機関紙「アカハ

タ」発禁。7・8、マック警察予備隊(現陸上自衛隊)七万五千創設、海上保安隊(現海上自衛隊)八千増員を指令。8・30、マック、全労連解散を指令。9・1、閣議レッドパージを正式決定等々。

この物情そう然たる一九五〇年夏。誰が、何のために小松氏追放を企てたのか、あまりにも明らかな現代史の一コマである。米軍がビートルを向けながら「即刻退去」と執務中の記者たちを追いだした新聞、報道関係レッドパージをはじめとする全国で合計一万余名のこのレ・パ嵐は、公務員について閣議が国家公務員法七十八条三項を、また教職員には特にポツダム政令六十二号をも適用する二段構えをきめたことによりそのピークに達する。政令六十二号とは何とそもも戦争犯罪人教職員追放のための政令であるのを「占領政策に反対する」との条項を使ってレッドパージに悪用しようとするのだ。これらの措置は、一九四九年の「第一次」レッドパージの神大小松、東大大山、原田の各ケースが、学生、教職組の抵抗により教職員の身分保障規定たる「公開審理」に持ちこまれてしまい手間どつてしようがないので業をこやした権力者の苦肉の策であつた。文相天野貞祐は九月初め、「共産党員とその同調者で不都合な行動をとる教職員を追放する。自発的退職の勧告も考慮中。十月頃には実行できよう」との談話を発表する。もちろん、このような動きに、全国の学生、教職員がだまってるはずがない。全国で、全学連翼下の学生が立ち上り大闘争が始まる。この点については後記するが、その結果政府はこの方法での教職員レッドパージをあきらめて、十二月の国会に、教育公務員特例法一部改悪案を出し、これにより行おうとした。とりあえずは順を追って述べよう。

さて、神大当局は、この変転する五〇年夏の政治情勢、レ・パの

教科書・参考書  
一般書籍・雑誌

は  
神大生協書籍部へ

神戸大学 消費生活 書籍部  
協同組合

神戸市東灘区御影町字師範925

六甲支部	(06)	0001
御影支部	(05)	8991
住吉支部	(05)	4071



嵐の中にお得意の日和見をきめこみ、九月七日休暇あけの公開審理も「都合で」と無期延期し、しかも十月初旬にはレ・パ嵐を追風にして田中学長は、今井、武市両教授を通じて小松氏に公開審理請求の取り下げを勧告してきた。もちろん一しゅう、そして審理再開を逆に要求、やむなく長い中断の後に、十月二十五日、第四回審理が開かれる。

第四回審理は、学生の出席もちよつとすくない。議事は前回に引き続いて手続規則につき弁護側提案の修正対案をめぐって論議を交えた。そして双方の主張は平行線、折り合いのつかぬまま時間切れ閉会となる。

かくして「階級裁判」はついに実質論議、すなわち旧制神大予科消滅にともなう官職の改廃による免官という形式的ペールをはいでレッドパージたる本質をあらわにしよとす、当局にとつてはそれをおおいかくそうとする、それ故にふれてはしくない、この実質論議にまったく入らないままに終わったのである。もちろんこの日の終会後、例によって一〇二室で残って今後の方針などを論じ合った学生たちは、これでおしまいとは誰一人思つてもみなかった事態なのだが。ただ、誰もが内外の圧迫感をひしひしと感じていた。第五回審理は、学長の病氣——じじつ、田中学長も心身ともに疲労から持病のぜん息に悩んでおられた——のため無期延期となる。そして、実はそれきり開かれることなく終わったのである。

十二月、すでに三月から提出されていた、教官の人事権を本来の形である教授会にかえし、新制大学成立にともなう臨時措置に過ぎぬ評議会のチェック——実にこれこそが小松パージ製造機として機能した悪魔の権利——をやめよ、との文理学部文科教授会の要求

は、やつと評議会の認めるところとなる。ただし、一度評議会で否決された人事は評議会の承認を要する、との小松氏再申請を封じる但し書きを附して。

嵐の年一九五〇年、暮れる。

内外の大事件とともに、民主勢力、学生運動の中にも嵐が吹き荒れた。それは外でもない、民主勢力のエネルギーな一方の旗頭たる日本共産党の五〇年分裂とそれにもなう諸民主団体の混乱、そして結果するところの弱体化、全日本の革進勢力の数歩後退の始まりである。神大学生自治会も例外ではなかった。この点は後にふれるとして、小松問題の経過をたどらう。

## 6 教育公務員特例法改悪と小松氏の免官確

定——レッドパージ完成す!

一九五一(昭二六)年、一月十七日、文科では小松氏、弁護人になつて居る教官たち、学生たちの懇談会の席上、小松氏の不申請により穴のあいた倫理学の講義の開講要求(もちろん小松先生の)、また両教養部での小松氏講演会開催の企て等が出、文科の自治委員会はこれを教授会に申し入れる。また、学長の病氣との理由での公開審理の延引のうらには、教特法の改悪を待つ大学当局の意図がうかがわれるとの意見から、「代理議長を出して審理を続開せよ」との要求も当局に申し入れる。

一月三十日、注目の「教特法一部改正(悪)法案」は衆院文教委急に緊上提可決(いつもの手です)されたが、その後の審議は進まず、五月の再開国会に持ちこされる。

三月初旬、学長は再び公開審理請求の取り下げを今井文科長を通

じて小松氏に勧告するが、氏はもつとんNO。

四月初め、審理再開をやむなく決意した当局は四月十二日に行いたいと小松氏に通知したが、弁護人の日取りが悪く、やむなく小松氏側も延期を申し入れ、その後も学術会議のため評議員がそろわなかったり、三回生の入学事務が重なりたりで結局なかなか再開の段取りがつかずに時がたつ。このあたり双方とも「やむなく」の連続とあったところ。

ところで、日本学術会議は、教育界のレッドパージを以前より問題にしていたが、三月、全国の大学長に、貴学人事につき問題ありや、あればその処理如何、との問い合わせを發して調査にかかったが、これに対し、神大当局は「該当者なし」/すなわち小松氏追放の表面上の理由からレ・パじやないとの例のロジックを完て、つさせたい、ななき回答を發したのみであった。

五月、「教特法一部改悪案」は参議院の修正で衆院回付、野党の抵抗も空しく六月二日、国会通過成立、六月十六日に正式に公布される。改正後直ちに神大当局は、六月七日新法による「審査手続規程」案の起草にとりかかり、六月十四日評議会で審議、それまでの「手続規則」は法改正により廃止になるとして新規程による小松問題審理を企てた。この法改悪は、結論的に言えは、より簡単に首切りができるようになる、それだけのことであり、またこのことは、大した息切れもせずになんばつて居る小松氏を中心とした神大の教職員、学生の抵抗にほとほと手をやいていた神大当局にとつて待望の改悪であり、確認されないとしても、文部省と神大の、あるいは東大等の、行政的連絡による筋骨き通りの動きであったことは論をまたない。

小松問題全体をこく大ざつかに区分するならば、発生から不申請決定までを第一期、以後公開審査を第二期、そしてこの教特法改悪より免官確定までを第三期といえようか。

第三期——末期。「小松教授ついに追放か」と題して急を告げる神戸大学新聞号外(昭26・7・4)より、年表的に記してみよう。

☆六月十七日、学長、弁護団と会見。法改正後の諸問題話し合い。☆六月二十一日、弁護団は、改正法は小松ケースに適用されえないとの意見書を当局に出す。☆二十三日、各自治委、改正法を悪用して公開審理取消のごとき方法での小松氏追放完成絶対反対を決議。教職組も中央委員会で同趣旨の決議。

以後、神大教職組は、古林喜楽委員長を先頭に、休暇も近く、また多種多様な反帝、反戦、全面講和の闘争をやつて居る自治会の行い足らざる所を補つて、たびたびの団体的交渉を申し入れて主導権をにぎる。そして、さまざまの曲折をへて話し合いの結果、八月末一応の妥結点に達し、審査再開の手はずがととのえられる。

しかし、この再開を予定された公開審査は、法改悪前のようなかっこうではない。いわば「制限付公開審査」といったもので、弁護人といつて居るのが「参考人」に、しかもその数や人選も、評議会議が承認しなければダメといった、まさしく改悪の名に値するひどいものに突変してしまつた。その数は三名。菅原、浪江両弁護士は評議会のみとめるところとなつたが、あと一名に小松氏側より請求した服部英次郎前神大予科長をめぐつて、ついにあつけない終幕をむかえるのである。「服部事件」といわれたこのケースをたどらう。

九月九日再開ときまつた「制限付」公開審理にそなえて小松氏は九月六日、服部氏を追加参考人として申請した。ところが評議会は



これを拒否する。おどろいた小松氏は田中学長にすぐその日直接面会して、今までも弁護人であった服部氏を何故に拒否するのかと抗議されたが、学長は、正式理由は言えないが、個人の見解としては服部氏が哲学の教授であり、法改正前後の事情にも明るいとは思えぬ、また九日の審理は特に法理論が主になるのだからなこと、理由にならぬいいわけをするばかり。何たることぞや。

翌九月七日、小松氏は要旨次の覚え書を学長に手交する。「服部氏を参考人として認めず、しかも拒否理由も明らかにされない、審理の公正を期待する私としては、このような条件の下では審理を受けるを潔よしとしない」その意はもうろっん、評議会の不公平なやり方をやめろという事である。ところが、学長らは、これをもちつて小松氏の陳述権放棄とみなした。覚え書に対して学長は氏に、改正法下では参考人の人選権は評議会にあるのだから辛抱して受けなさいと一応説得する。

九月七日、学長らは緊急評議会を開き、小松氏が陳述権を放棄した以上九日の公開審理は無用だと、その取り止めと、当日は評議会を行うことを決める。

小松氏側は九日、評議会直前に、やむをえず制限内での陳述でも行うから、と申し出る。

休暇明け、学生の動員はさかず、各単位の委員數十名、教職組中執ら、これまでになかったほどの小数の人々の憂慮する中に、六甲台のあの室で運命の評議会が開かれた。

一九五一年九月九日、運命の日。評議会はまず、小松氏の直前の申し入れを、一度放棄した陳述権はこちらの同意がなければ復活せぬ、すでに実質審議に入った今ではもはや認められぬ、と一方的に

けって、かくして、改めて、「小松撰郎氏を官職（旧子科教授）の改廃による廃職に相当するものとして免官」と決定した。

なぜ、当局が服部氏の参考人になることをかくも恐れたのか？ 浪江弁護人は言う。「申請事情のばくろ——真実を恐れたからだ。弁護士二人以外にもう一人の参考人を一度認めておいて、服部氏がそれに推されたときに拒否したのは、当局のベテナだ。」

かくして、レッドページは完成した。もともと神大的なやり方——本誌五号一〇一—二頁参照——を完徹して。

全国からの抗議文、要請文は六甲台に殺倒する。学生たち、休暇あけの学生たちは、敗北感に打ちひしがれつつも、後記のように、全国的スケジニールの中の困難なたかいに進む。情勢は悪化していたのだ。すでに五〇年半はより進行していた民主勢力の後退は神大学生運動をまき込み、小松事件の悲劇的終末に拍車をかけていたのである。

五一年十月一日、小松氏支持にあれだけ固まっていた文科教授会内にも、悲観的空氣が多くなったことも反映し、それまでは一応再申請の機会を待っていたかたちの教授会に対し、小松氏より「教授申請辞退」の申し入れがなされた。教授会は長文の声明書を出し、その非力をなげくとともに、この問題がこれで終わったのではない、と経過報告を結んでいる。日本学術会議学問思想の自由委員会は十月十七日この声明を古林喜楽会員の報告により知り、その輝やかしいレジスタンスに高い評価をあたえた。戦後の占領下の暗い谷間の一駒、終了。

まさに、これで終ったのではない。今日もたかいは進んでいる。小松事件においてその全貌を露呈した神大内の反動勢力は、以

後十年、我々のたえもたたかいたによりその崩壊過程を急いでいる。せろなく、その息の根がとぎやられたらう。その日やう。

(後略)

刊行委の註一以上が小松問題を中心とする経過である。対比的な松下問題の内とくに評議

会の審査過程については、五月三日の会通信第3号(70年9月)、第4号(70年11月)

などを参照していただきたい。神戸大学評議会との闘争、それを媒介して、より巨大なテーマへ踏みだしていく過程は、その後いくつかの大学における闘争で、それぞれの事件との関連で応用されていく。これらの試みは、それ以前のいかなる政治党派もなし得なかつた徹底性と、それ以前のいかなる文学表現もなし得なかつたユニークさをもっている。この事実は今もつと想起されてよいであろう。



松下 昇様

返事が大変おくれて申し訳ありません。

4月28日には、思いがけず松下研究室の風景を見て興奮しました。  
”立ち上がる意志のありか”が、いまなお風化していない姿は、  
ゆるぎない存在感をもって迫り、今後も、僕を励ましてくれそうです。  
刺激的で豊穡な一日でした。

4月28日の討論の記録原案については、もっと単純に、会話再現方式  
ではなく、松下さん個人の印象記のほうがよかったかなと思っています。

なぜなら、記録というスタイルをとりながら、その内容への操作性  
(そこから、読まれる松下さんの、ためらいや気配りという意味)  
が、気になるためです。)

あの会話で僕は、「表現」の世界観として、六甲空間での空間体験  
が、現在の設計作業の中にいくらかでも展開可能で、その普遍化がど  
うやらデザインの世界のてがかりにもなりそうだと語ったつもり  
ですが、どうもそれが見えて来ていません。

松下さん、記録再現なんかでなく、もっと自由に我々の目を意識さ  
れず、コスミックにテーマを展開されてはいかがですか？  
最近の松下さんの文章が、大変おもしろくなっているのもそこにあ  
るんじゃないかと僕は密かに思っているのですが……。

僕は、今後も個人の感性に基づく空間表現をしたいし、それをより  
開かれた場で討論されることには、積極的でありたいと思っていま  
す。さらにそれが、何らかの集団意志の一部として捉えられるこ  
とではなく、「神戸大学闘争」という言葉の、向こうにある世界観  
につながるならば、僕はいくらかでも参加の用意があります。

(後略)

1992.6.10 佐々木 葉二



九二年一月～二月の

討論テーマと関連する経緯

92年4月28日の討論(別冊1)は、それだけでもあるまじきものを持っているけれども、さらに別の視点から対象化しつつ新たな討論を持続しようとする動きが開始された。

93年1月3日の討論(92年4月28日と同じ友田氏の《光でできたパイオルガン》の教室で友田氏から「新春座談会」への招待に応じて参加した人々による討論という形態)2月11日と3月18日には闘争表現の現場の一つとしての松下の住居で討論を持続。

92年4月28日から93年1月3日に至る過程での前段階のテーマをoとし、93年1月3日の討論テーマをxとし、2月11日の討論テーマをyとし、3月18日の討論テーマをzとしてそれぞれの討論内容と今後の展開の可能性を松下の位置から要約してみる。

o(92年4月28日から93年1月3日に至る過程の討論テーマ)

①4・28討論記録の原案への参加者の反応例。

友田氏：重要な部分を別冊1の29ページに松下の註と共に掲載。

佐々木氏：(主要部分を、このページ右に掲載)↑指摘は今後の討論やテーマ追求に生かしていく。ただ、不十分に見える討論展開や、他の参加者への不要と見える配慮にも深い応用可能性がある。丁度、複数の被告人による裁判過程の一見不毛な審理過程から重要な表現論や組織論のテーマを獲得してきたように。

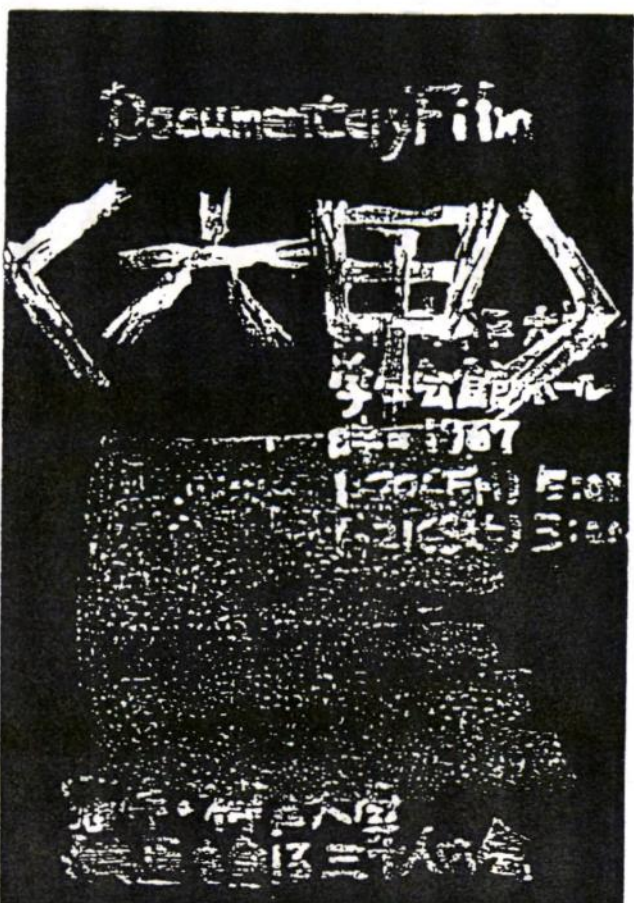
清水さん：数カ所に訂正・補充したいが刊行に異和はない。↓それぞれ実現中。

②討論記録を原案のコピー作業中の場所(註14・28の討論開始の場所と同じ。毎週水曜にここで友田氏が主催するコピー端会議がある。)で読んだN氏(神戸大学を92年に卒業し、東洋筆法の教室を開いている。)の感想。：別冊1に写真が掲載されている元松下研究室の前に行ってみたことがあるが、ドアにマジックインキで書かれた「ここで死んでたまるか」を読んで、ドアを蹴破ってやろうかと思った。↑どのような根拠からあれ、ドアを蹴破ることは再占拠の試みへの共闘になる、私と同様に器物損壊の被告人になることを含めて。なお、念のために補足すると、前述の文字は松下ないし松下の共闘者によるものではなく、松下に反発しA四三〇研究室の永統的バリケード性に死ぬほど恐怖している者が書いたと推定できる。また、ドア表現は出現の状況性や反応(告訴を含む)の総体との関連で評価しなければならないであろう。

③4・28の後で友田氏を訪問した元氏(書店に勤務しつつ地域の住民運動などに参加し神戸の市会議員に立候補したこともある。)が以前に知人の徳永氏から受け取った松下論のコピーを友田氏に手渡したので松下も後で読んでから電話帖を調べて徳永氏に連絡し、了承を得てから短い註と共に別冊1に掲載した。

④二十年以上も松下の表現を読んでいなかった徳永氏(現在は京都で高校教師)に松下から概念集などを送ったのに対して徳永氏が10～11月段階に書いた感想を93年1月以降の討論の素材の一つにした。(一部をこのパンフに掲載)





1月3日の討論テーマの補充と註

左ページの

〈仕事と生活〉のテーマについての補充と註(松下)：私は討論の過程でそれらを否定的に扱っているように受け取られたが、私は固定的に全面否定しているのではなく、職業・専門・生活への各人の拘束のされ方を人類史のレベルで把握しつつ、社会の矛盾と戦うために、抑圧されている存在の間でどのように相互に(ここが重要)了解され機能しているかを判断基準にしたい、といったかった。従って、例えば監獄内部の共闘者との戦術のためであれば看守という職業を仮装的に(ここも重要)選ぶことは正しいし、あらゆる職業・専門・生活を巡礼していききたいのである。

・宇宙、UFOなどについて松下がテーマにしようとしたが、参加者のあるためらいによって、だれも発言しなかった経過と、各人の根拠。



◎93年1月3日に、三年前から友田氏が企画している新春座談会に招待された約十名の中から松下、挽地氏、徳永氏の他に前記の元氏夫妻が参加した。討論テーマの内から主要なものを記憶から再現すると次のようである。(テープで記録していないので欠落しているものがありうるし、順不同のまま松下の応答が再構成されているが…)。

・84年5月に今日の参加者の一人が松下に手紙で、神戸での浅田彰の講演と討論の集会に参加を呼びかけたが、主催する神戸大学生協の反対で参加招請を中止した経過を示す資料について↑「こんな集会を企画することが何事かでありうるという状況把握が本来ダメであるが、それ以上に、松下は何も表現しなくなっているから登場の機会を作ってやろうとしたり、このプランを聞いて企画の解体を怖れて松下に参加しないでほしいと依頼した人はもっとダメである。私はこれらの動きの全体を無視したが…」

・釜崎の越冬闘争に参加してきた人の話と「参加しない者を批判するための恫喝だ」という反発。↑「各人が不可避的に生き、活動する場所に(釜崎)をも見出し、対応する問題に関わりつつ共闘していく方法が重要ではないか。」

・「六甲は松下氏のいうほど美しくないと思う。」↑「六甲空間論は地名と直接の関係なしに各位相の幻想性のズレを逆用し応用していく普遍的な空間論である。」

・「映画(六甲) (66〜67年に自主制作)はバリエード内のB一〇九でも上映されたがその後どうなったか?」↑「69年夏のバリエード解除時に、フィルムが松下や全共闘派に敵対する教職員によって焼却された可能性がある。」

・「現在の社会で最もめぐまれた条件の下で行われた大学闘争さえ敗北した。このことは大多数の大衆による革命の不可能性を証明しているのではないか?」↑「大学闘争は名づけ難い何かの始まりに過ぎず、自己のレベルに応じて闘争や敗北の意味づけがなされているだけだ。私はだれもまだ敗北したとできたとは考えていない。本当に敗北すべき相手が判らないまま、それぞれに宙吊られているのではないか。」

・生活のための仕事と本来やりたい仕事の分離状況について。↑このページ右に続く。

・北川透が下関の女子大へ就職したことへの評価について。↑「80年代以降のかれの拡散過程における無残な選択と考える。生活のためだから仕方がない、という同情的? 評価は、評価者の情況感覚の解体に対応している。北川氏は(菅谷氏もそうだが)長年にわたり、教員である配偶者の収入に依拠して生活し、詩や詩論を書いてきた意味を殆ど対象化しえないままに死去したり情況から去ったりしている。」

・「松下は家族への責任を放棄しているのではないか? 闘争し続ける人は家族に迷惑をかけないために家族を持たない方がよい。」↑「家族とか迷惑という概念の転倒こそが69年以降の闘争の主要な問題の軸の一つであり、私は今の質問に実践的に応えてきている。(他の参加者の証言あり。)(家族)が離れていくような闘い方は不十分であり、それらを包括する活動こそ未来的なのだ。」

・「だれもが生活しなければならない。」↑「生活はどこでもできる。釜崎を見ても判るように。問題は生活をもち出すことで無意識にせよ何を隠蔽しているかである。」



この点に関して、私が六月一六日の大阪の解散集会で五十嵐氏のテーマ(多くの関心を集めた)以外に発言したことを、さらに構成しなおすと、次のようになる。

①私の現在の生き方について——三つの重層する仕事を実践し、普遍化をめざしている。それは、資本制的自然の(たんなる時間給をこえる)清掃と、表現の清掃(校正等)と、国家幻想の清掃(裁判闘争等)であり、それぞれ単独の契約ないし活動でなく、仮装組織論にもとづく複(素)数性のゲリラ戦としておこなう。だれもが秩序外で生きていく時の試みの先行形態の一つとして。

②菅谷氏の例にふれつつ——かれとの訣別点があるとすれば、文学や詩への依拠と、そこからの闘争というかれの発想に対する、文学や詩概念をも解体し止揚すべきという私の試みとの差である。これは、人間が依拠する、あらゆる概念(教育、技術、生活、武装、革命、し)についても拡大していくべきものであり、この追求こそが大学闘争とも呼ばれる世界的な問いの根底にある。

③本来の教授は、国家による処分④裁判が形式的に終了したところから始まるのではないか。いいかえると、国家による処分の審理によつては何も解決されず、教授する過程で見えてきた多くのテーマが、教授組織の解散によつて放置されていく、という事態に対するへ教授Vこそが待たれているのである。この場合の教授は、現在ないし未来形の新たな闘争ないし試みと結合していく時に成果を深めうるであろう。

以上の三点は、考えていることの一部にすぎないが、かりに東京の教授組織の解散に伴うパンフ刊行の企画がなければ、考えるだけで拡散したかも知れない。これを文字にし、パンフにしていく条件を与えてくれただけでも、今回の企画は私にとつて意味があつたといえる。

この対価を何

に因する



・「松下はどのようにへパン」を入手しているか。」↑「固有名詞を出して契約する代表者を含む集団に参加して仮装的に労働し活動している。」(このページ右の救援通信最終号から再録した関連発言参照)

・専門という概念の把握の仕方。↑「(だれもが複数の専門家の中から良い専門家の方を選ぶ、という消費者レベルの把握だけでは不十分であり)だれもが自分の能力の発揮が他者の能力の発展の条件になるような生き方を目指す過程で、全体の活動の必要な具体的作業を各人が交代で、しかも、その人にとって最高度のレベルでおこないうる条件を共同してつくり出すという把握の仕方が基本である。バリケード解除し正常化の口実として専門教育の必要が叫ばれた時に私たちが粉碎しようとした根拠も想起してほしい。」

・闘争に参加した人の離脱の評価について。↑「百メートルのランナーが長距離を走り続けられないからといって批判する気にはならない。私はどちらにも支えられてきた体験からいうのだが…。」

・「(フランシス・フクヤマの見解に言及しつつ)西部劇の幌馬車隊がAの町がダメだと思えばBの町へ、Bの町がダメだと思えばCの町へ…と移動するように、社会主義が崩壊しても新しい理想があると思う場所へ移動して行けばよいのではないか。資本主義で歴史は終わっているのかも知れないが…。」↑「平面移動ではなく、垂直移動を各人が自己の不可避の生存の場で開始することにしか意味はない。他の「町」を含む平面の総体への注目が必要であるとしても、全ての「町」が相互に補完的な情況球面に包括されていることを踏まえての移動し解体の試みでないと無意味であろう。」

・「松下の60年安保闘争や69年大学闘争以降の松下の持続的な活動と思索は、現存する全ての思想的、政治的立場を超えうるし、本の刊行などで多数の人々に提示すれば大きい反響を呼ぶのではないか。」↑「既成の商品流通機構による出版はしない。全過程に関わりつつこれからも自分で刊行していく。権力やマスコミや諸個人が私を批評的に紹介したり私の表現を出版したりするのは自由であるが、そのレベルに殆ど期待していない。…戦争や60年安保闘争や69年大学闘争以降の過程を潜った全ての人が私とどこかで対応する作業を開始するレベルを前提すれば、それらの総体の中で私の表現と軌跡は何事かであると評価されるだろうが、このレベルの作業が情況的に未成立の段階で注目を集めるのは遠慮したい。孤独なトレーニングとゲリラ戦の方が意味もあるし、楽しい。」

Y (93年2月11日の討論テーマ)

⑥1月3日の討論以後、たんに1月3日の続きとしてでなく、いくつかの波を経てきている討論過程において現われてきたテーマ、できるならば(少なくとも、松下が神戸大学闘争開始以降に関わった)69年以降の討論過程で現われてきたテーマの対象化をめざす討論の場と方法を模索していこうと松下は構想した。この構想は、すでに91年6月20日の東京での討論をパンフ化した段階で生じていたのであるが、発語系のテーマを発語



の場を媒介して対象化する作業は、いくつかの条件（とくに、概念集シリーズへの没入と、概念集4の〈当事者〉の項で示唆したような討論条件の提起）のために具体化が困難な状態が続いていた。93年1月以降の討論は、この状態を（92年4月28日の討論の内容や一回性的な宙吊り状態を含めて）超えていくための契機にしようとして松下は考えた。そこで、93年1月以降の討論を前記の構想との関連において展開していくために、2月11日の第2回の討論の前にレジюмеを作成した。その後かんがえたことを補充しつつ要旨を示すと、

へどこで出会い、討論しても、場へのかかわり（1）、と可能なテーマ群総体のどの部分に交差しているか（2）、を確認しておくことが基本条件である。原ヴィジョンとしてのバリケード内の自主講座の討論を想定すると、（1）に関しては、その場にいることがすでに〈表現〉ないし〈発語〉であり、（2）に関してもテーマ群の原点を突出形態で提示している。これは勿論、ある一面の理想形であり、実際は討論の蓄積や対象化の条件が乏しいまま拡散と惰性の危険にさらされてもいるのであるが。しかし、この原ヴィジョンと現在の自分の位置や方法の差異を測定し、応用していく態度が今とりわけ必要であろう。く

⑦前記のレジюмеには、註として、前回の参加者を含めてだれの参加も自由であるが、できれば、今後の討論を自分の生活／活動の場でもおこないうることを条件としてほしい、と記しておいた。1月／2月／3月には、討論の企画を直ちに拡大しない方がよいと判断し、この連絡自体を前回の参加者に限定していたので、参加者は松下の他に徳永氏、友田氏のみであった。しかし、そのために、かえって討論は深まった面もある。

⑧松下が提出したレジюмеを媒介する参加者の反応と松下の意見の要旨は次のようなものである。

・「バリケードの概念には、巨大な運動のイメージの他に、その巨大さをもてあます際の当惑や、閉鎖的な条件ゆえの頹廃も関連づけて考察すべきではないか？」↑「これまで概念集でも、提起の必要性から、まずプラス性に視点をしばって記述してきたが本来そのようなマイナス性を包括して考察していくべきものである。マイナス性の止揚のためには、最低限、〈公開、対等、直接〉の原則が参加者に共有されていなければならぬ。これを満たし、惰性的活動を超ええたバリケードは少数かつ一時的にしか存在しえなかったのは事実であり、今の指摘は貴重なものとして今後のバリケード論や実践に応用したい。」

・「松下がバリケード的表現」という場合のバリケード性には、闘争の意味の封印や象徴的提起の感じがあるが、この方向での応用例を挙げてほしい。」↑「もともと物理的な闘争手段というだけでなく、記号へ／＼の追求を闘争段階と交差させつつ提起してきた。へ／＼は内包する概念と実体を再検討し、交換させ、加速していく作用をもつから、この視点で基本的にすべての闘争過程や表現過程を把握し、具体化してきたつもりである。」

・「松下は表現と場の関連を重視しているが、つねに闘争現場で表現したり、インタビ



73年6月20日-29日の一斉強制捜査によるもの

押収品目リスト

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...

- ① 山本光代から京大評議会議決書...
② 山本光代から京大評議会議決書...
③ 山本光代から京大評議会議決書...
④ 山本光代から京大評議会議決書...
⑤ 山本光代から京大評議会議決書...



註一この捜索範囲は70年の処分し起訴後の松下の活動範囲の拡大に対応している。73年以降の活動範囲は更に深化し拡大しているが、権力は把握しえていない。：刊行委



ユーしたりする必要はないのではないか？」↑「私が表現と場の関連を重視するとう場合、表現の発生や成立の条件、それとの関連の重視を意図しており、具体的な闘争現場との関連というにとどまらない。それは、ちょうど「六甲空間」が、具体的な地名としての六甲とは無関係であることと同じである。今回のインタビューを含む連続討論にしても、昨年4・28のように神戸大学構内でおこなうことは充分に意味はあるが、あくまで発言や体験の出発点を共同で確認するための試みであり、この確認が共有された後の討論は、むしろ、あらゆる場に拡散し遍在している闘争現場、とりわけ各参加者の日々の活動し生活の場を順次に巡りながら持続する方がよいと判断している。」

・神戸大学闘争の過程（a）、闘争が他の大学や裁判所や活動ないし生活領域へ拡大していく過程（b）、自分の内部にかかえこんだまま対象化しえていないテーマの忘却過程（c）のそれぞれにおける各人の把握のズレを明らかにしていきたい、と松下は構想していたが、それぞれ開始されたものの、対象が大きすぎるためもあって、次回へ持続させていくことになった。この日の印象としては、（b）に関連するテーマが目立っていた。数例を挙げると、71年段階の人事院審理の中断の原因、秋以降の尼崎の鉄板焼き「鹿」での共同労働の試み、72年の「へ」焼きの位置、73年の滝田修に関連する家宅捜索、74年から京大でおこなった自主ゼミ活動と85年の占拠空間への強制執行、東京の建築家グループとの共同討論と対立、松下と共闘者が次第に対立ないし分岐していく際の問題点などであったが、事実経過の一部に触れた程度であり、前記の（a）（b）（c）との関連づけ方も各人でズレっていたので、次回に自分の問題との対応において質問と応答を続けていくことになった。

・しかし、この日の討論過程で印象的であったことの一つは、個別のというよりは、テーマ群の向こうから微かに見え始めていたヴィジョンないし問いⅡ「60年代末から現在に至る状況の中で、闘争参加や非参加に関わりなく、社会全体の全ての人に突きつけられていた問題があるのではないか、それは時期としては70年代の前半に集中しているのではないか」に各参加者が気付いたことであった。これは、松下が前年6月段階に書いた別冊Ⅰのあとがきにも連続的に対応している。もう一つの印象的であったことは、発言を媒介して意見を交換する場合、どうしても、その瞬間ごとの一筆書きに似た発語の集積になるので、聞く方も、この集積の向こうにある何かを聴きとろうとしなければ重要な何かを逸するだろうということであった。テープにとっておくことは補助にはなるとしても不可欠ではないことも。

・刊行過程で、ああ、これも発言したな、というテーマを補充すると、私（松下）がパンプを刊行してきたモチーフの一つは、多くの先行者たちが死後にやっと表現を評価され書物として刊行されてきたという経過にこめられる悲劇、それをもたらした環境に対する怒りであり、それを繰り返すまいという決意である。また、生きているうちに自分で編集し刊行する追悼表現でもあるのだが、その場合この「追悼」には自分だけでなく、前記の悲劇をもたらした環境の解体の闘いの情念も勿論ふくまれている。



# 感受性の冒険者●北川透

高堂敏治

アングラから  
クラックへ

風琳堂

北川透は、とりあえずの検証、総括、そして中間報告であるということ、ちよっとひかえめに書いているが、率直な感想を言えば、私の知るかぎりこの文章は自発的な、あるいは自立的な文学・思想の雑誌を志向するものとしては最良の雑誌論、あるいは詩的メディア論であると思う。そして、その最良である所以について、かつて幾つかの雑誌に関わり、そして現在も関わっているものの一として、私なりの解説をやってみようと思った。ただし、私自身がこの「あんかるわ」という雑誌にひとりの寄稿者として乗り組んできたのだから、幾らか身びいきがあったり、よく見えていないという偏差があることはやむを得ないだろうが、できるだけそれを排除しながらやってみよう。

例えば、この「あんかるわ」に衝撃的に出会ったのは、大学紛争の火があちこちから既に燃えはじめていた一九六八年の頃であろうか。私はその頃関西では比較的穏やかであった神戸大学にただ籍を置くばかりの学生であった。自分の生き方も将来のことも分からぬままに日夜惑い、また人並みにサヨク運動にも首を突っ込んでみても、内部から噴き出してくるどす黒いものはいかんともしがたかった。そして、なにかのきっかけで当時神戸大学の教官であった松下昇からあるひとを介して受け取ったのが、忘れもしない「あんかるわ」一八号であった。近藤文雄による扉絵もさることながら、当時タイプオフセットで刷りあげられたこの雑誌がとも新鮮でスリリングであったことを思い出す。

むろん、そのときは松下昇の「情況への発言へあるいは「遠い夢」という文章に衝撃を受けたのであった。そして、その後かれはもっとも特異な造反教官のひとりとしてユニークな闘争を展開していくのだが、私はかれの表現については常に気掛かりになっていたものの、大学闘争から法廷闘争に直接介入していく政治運動とも宗教運動とも名付けがたいその闘争に具体的に参加する気にはなれなかった。その理由は幾つかあるだろうが、このエッセイでそれを述べる必要もないし、また私はいままで頑固に自分の理由に固執することで松下昇についてはできるだけ喋らないようにしてきた。こういう言い方はその松下闘争をまったく知らないひとには煮えきらない弁明にみえるだろうが、北川透だけでなく私にも松下昇について語り切れない、あるいは語りたくない、そして語る必要のない事情があるのである。

その松下闘争に関わる幾つかの困難な座礁が「あんかるわ」を難破船とまで命名したひとつの理由にもなっているはずだが、その北川透の苦しい表情はこの「詩的メディアの感受性」からも伺えるはずである。表現されたものの水面下には、つねに厩大な事件や事情が渦巻いているものだが、ここではそれにこだわらざるつもりもない。いや、過剰にこだわってきたかつての自分の心的状態のある愚かしさが既によく見えるようになった現在、取り立てて書く気にはなれないのだ。また文芸雑誌「面シテ」に発表されたこの初出原稿がその後私の了解もなしにどこかでプリントされていると聞くと、それ自体は愉快なことではないにしても、為すにまかせよという気持ちでいる。そして、私はいま雑誌に発表されたその初出の文章を原形をとどめぬくらい切り刻むつもりで改稿している。

(刊行委の註一傍線はコピーを送ってきた人によるものである。なお、高堂氏の感じているらしい筆者の承諾なしに掲載されることへの不快は、かなり多くの筆者に共通するかも知れないが、この感覚はブルジョア・ジャーナリズムの範囲内での有効性しかなく、筆者が、表現の私有を前提とする近代主義Ⅱモダニズムの枠を超えられないことを逆証しており、このことは、かれに対してだけではなく、不快を自明とする全ての筆者にあらためて強調しておく。そして、へゆらぎとしてつけ加えると、これまで私たちが刊行してきたパンフ群は全て既成のレベルにおける刊行物を超えていく過渡的なものである。従ってコピーという形態を含めてへ校正刷の企画として出現しているのであり、全ての筆者は潜在的かつ本質的なへ編集委員として登場してしまっている。この方針に対する異議や提案は歓迎するし、公開の討論による最善の解決方向を目指したい。)



・敗北論との関連で絶望の深さについて「私は絶望したことはない。絶望から出発したからでもあるが、絶望を深化させて希望に転化させうるほど絶望していないし、かんに絶望することをさまざまの死者たちから許されていないからでもある。」

・「私は詩人でも思想家でもない。そのような規定にふさわしい者ではないし、ふさわしくなったら終わりだと考えている。その他の規定も全て虚しい。規定する概念の欠如は私についてのみならず、実は、一人一人についてそうなのであり、私について極端に現象しているに過ぎない。一人一人の本質を全ての人ないし生命との関連でいい当てる言葉を、人類はまだもっていない。」

・活動からの分岐／離脱の位置づけ、対処の仕方「来る者は拒まず、去る者は追わずが原則であり、それぞれの位置が相対性原理によるまでもなく中心かつ周辺である。問題は、そのような位置づけを媒介して状況をどのように一周し、成果を示すかの度合だけである。どのような場合にも、私はテーマにタブーをつくらず、どのような提起も直接／公開／対等の原則で対処してきている。国家権力のシステムの一員であろうと、私に異和の感情をもっているかも知れない元・共闘者であろうと、いつでも先入観なしに出会い、討論してきたし、それ故の成果も大きい。」

・この日には、北川氏への名古屋の詩誌「ようよう」発行者らによるロング・インタビュー時の発言（コピー回覧可能）もテーマになりかけたが、論じる対象としてレベルが低すぎるので記録すべきほどの討論に至らなかった。しかし、その後、四月になってから、まだ参加者のだれも出会ったことのない人（他の大学での闘争は体験し、ずっと詩を書いてきている）から神戸大学闘争に関わったと称する高堂氏の文章（このページ右に掲載）についての質問があり、内容が神戸大学闘争に部分的にせよ交差するので、松下からの返信の要点をここにも記すと、

①全共闘運動に関わった者は、「松下問題」とか「松下闘争」などと当局の言葉を用いない。この語法は、かれが闘争の本質と無縁であることを示す。経過としても、かれが闘争の場面に存在していた記憶が私や今回の討論参加者には全くない。

②かれの異和の原因は、開示されていないから不明であり、思い当たることがない。かれは、どれほど苦しくても具体的に提示してみせるべきである。それが、かれの詩や文学の立場にとっても最低限の出発点ではないか。

③かれが、松下と分岐した北川氏に接近して、このような思わせぶりの文章を書くことにより、北川氏の頹廃を支え、事実を知らない読者を混乱させた責任は大きい。

・前記の高堂氏や北川氏の言及や、それ以外の人による未収録のものや、今後発表されてくるものについては、刊行予定の「松下昇（に関する）批評集」7篇の続き（6冊目以降）に収録しつつ、同時に1冊目以降の全批評を対象化する企画の中で本格的に展開しつつ。



(前ページ右の註への補充―文章に限らず、映像、音楽、コンピュータ・プログラムなどのコピーは、単に経済的に得をするから、という理由でひそかにおこなう場合は、資本制の論理の縮小再生産に過ぎない。公然と、著作権制度を支える発想と対決する度合のみ意義があることを念のために記しておく。これは、あらゆる〈非〉合法の行為について拡大し応用してよい。)



⑨前回と同じ場所とメンバーでおこなった。各参加者が準備したレジュメの要旨は次のようなものである。

友田氏「この集まりを拡大自主講座と出張コピー端会議の交差として把握し、自分の試みの位置や発想を研磨していく場としたい。大学闘争、その敗北についての各人の総括の仕方のズレを組織論(とくに71年秋からの共同労働、連合赤軍の問題との関連で)の視点から論じたい。

徳永氏「松下の刊行してきたパンフの全体ではなく、東京の救援組織の解散に伴う「救援通信最終号」のテーマから神戸大学闘争の位置を把握したい。また、最終号の歌集論にも出てくる連合赤軍とへく闘争の対比もしてみたい。

松下「討論が断片的である場合にもホログラフィー的な総体に迫る方法と、可視的には参加していない人々のテーマを包括していく契機を作りたい。時期としては現段階が適切であると考ええる。

⑩討論テーマを順不同で松下の視点へ応答から要約してみると、

・「救援通信最終号への反応はどのようなものか?」↑「東京の救援組織の救援対象は処分された東京周辺の大学教員であり、裁判闘争も処分の取消請求が軸であった。これに対して松下の場合は、たんに処分だけでなく、起訴も重層く連続しているから、ずっと条件はきびしい。また、裁判闘争も裁判の根拠を含めて批判的に展開してきた。このような軌跡から救援のみならず闘争を再把握すべきであるという衝撃が、とくにパンフへ6・20討論の記録の刊行以来、東京に限らず、また大学闘争参加者に限らず広がってきている。」

・「この場合にとどまらず、大学闘争という言葉を用いる者の中で、そこにこめている内容やイメージが食い違っており、それが闘争が敗北したかどうかの判断のズレに影響しているように思うが……」↑「へ大学闘争」の概念の規定については、概念集1で論じていることを基本としているが、大学の機構の矛盾の指摘、変革の活動に限定されず、むしろ、人類史の現段階における知識、技術、権力を含む制度的なもの総体への根底的な再検討の実践であると把握したい。また、把握の視点を、敗北論をする余裕のない位に抑圧を受け、闘わざるをえない(あるいは沈黙せざるをえない)主体との関連で設定したい。」

・「69年のバリケードが機動隊によって解体され、(卒業資格を必要とする自他の幻想的恐怖に拘束された)闘争参加者の内的分解によって闘争が終焉していく状況は、大学の如何を問わず共通しているが、この状態を突破する試みの頂点の一つとして連合赤軍の闘争と失敗があったと思う。松下氏の展開してきたへく闘争は、これに対してどのような位置にあるか?」↑「神戸大学闘争の場面を手掛かりにしようと、69年8月7日に全共闘派は機動隊による封鎖解除への先制攻撃として大学に近い六甲登山口の道路を封鎖し、鉄パイプと火炎ビンで闘い、多くの逮捕者と負傷者を出した。これに対して私は、直接の武装闘争はしなかったが、8月7日から8日のバリケードに一人で存在す







ることにより、バリケードの意味と闘争を持続させる方法を模索した。この一昼夜は表現としてのへゝが物理的な闘争場面に対する武装となりうるかどうか、という試練の時でもあったが、その超え方を象徴するへラクガキ表現の出現については概念集1を参照してほしい。私の行為は、その後のいくつかの大学（九州大、京都大、東京大、新潟大など）における教職員の不退去の行為に影響を及ぼしたり、神戸大学当局が、この日から私を処分し排除すべき敵として認識し始める契機になったという事実はもちろん重要であるが、私の意図していたことは、たんにそのレベルにとどまらず、今後へゝだけを武器としてどこまでも闘わざるをえないだろうという予感を最大限に生きることであった。そして70年始めの六対のへゝへの告訴、4〜5月の逮捕と起訴、7〜8月の処分審査過程と10月の処分発表、12月の刑事裁判の開始、という一年間だけを取り上げても、それらに対する表現の本質は、ゲバルト性だけをとっても政治党派の闘争に匹敵しているし、表現のレベルにおいても、既成の思想と文学の限界を突破しているはずであり、その深化と応用を現在まで20年以上つづけているつもりである。」

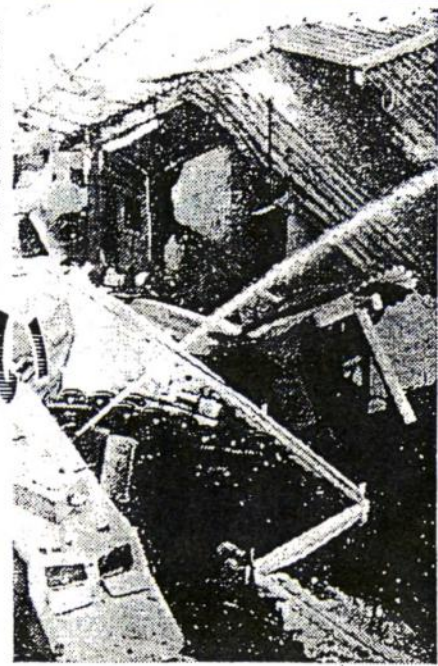
・武装の本質について↑「一見して武装と無関係な人々―幼児、老人、病人、障害者、そして死者などに可能な武装の概念をさぐる事が、まず出発点であり、それぞれの主体が置かれた位置や特性を逆用して、悲惨な現実の転倒を目指す試みの総体を関連づけ効果を最大にしていく力の働きをへ武装のヴィジョンとしたい。私については、前項の作業および、それと対極的な模索の統一的展開を想定しているが、後者については、別の機会に直接のべることにする。」

・「71年秋の共同労働を媒介して、もう少し討論を深めたい。」↑「前回の討論で少し話題になった71年秋の共同労働については、成果があまりなかったとか、うまくいかなかったという方向で語ったつもりはなく、まとめていいなおすと、①既成の労働と経営条件をそのまま引き継いでおこなう場合には、参加者の自発性が十分に発揮できないまま労働が疎外されうることを体験しえたのは重要である。②この問題を十分に討論しえないままに松下が途中から非参加したために他の参加者に過重な負担をかけてしまったが、その転倒過程の獲得と共有は、持続的におこなってきている。③拒否し非参加の方向を、たんに既成の労働と経営条件についてのみなならず、その段階の裁判過程の審理条件への提起との関連で展開したことや、その後のへゝ焼き闘争で他大学を含む広汎な活動で応用してきたことは大きい成果である。」

共同労働のテーマは、情況的には同じ段階の連合赤軍の問題、表現論的には共同表現の問題（討論やパンフの刊行過程にも示される。）との関連でさらに考え続けていきたい。」

・「連合赤軍に関する吉本氏、笠井氏の文章（このページ右と次のページ右に掲載）についての見解は？」↑「吉本氏が、矢負ガモと連合赤軍を併記して論じているところは良いが、私ならばへ同一のテーマとして扱いへ別の結論へ行くだろう。笠井氏が、革命思想の自己解体との関連で論じているところを私ならば全ての制度と思想と言葉の解体の一環としてへ歓迎しつつ追求し続けたい。」





笠井 潔

# 文化

## 悪魔ばらいでは終わらない

### 連合赤軍事件の現代的主題

#### 20世紀的グロテスク露呈

あらかじめ予想された最高裁判決で、連合赤軍事件の公判は終わりを迎えた。しかし、あの事件が、それで最終的に決裁されたといえるのだろうか。悪魔ばらいは完了した。われわれの社会は、あの異様にグロテスクな事件を、過不足なしに消化し終えた。

連合赤軍事件の背景には明らかに、マルクス・レーニン主義という二十世紀の

社会主義思想がある。それが東欧共産党政権の連続的な崩壊や、劇的なソ連邦の解体の結果として、世界的に終焉(しゅうえん)したのである。あの事件について法廷が結論をだす以前に、事件の根拠それ自体が時代的に風化している。そんな声が、いたるところから聞こえてきそうな雰囲気である。

#### 精神的荒廃

だが、あの事件は完了してはいない。それは被告や、家族や、事件の直接的な関係者の場合にのみ限られてはいない。日本人の全員が、むしろ日本社会の総体が、依然として連合赤軍事件の



本名 笠井 潔 (昭和17年2月28日、長野県・埴井町)

かさい・きよし氏 昭和23年東京生まれ。和光大出退。「テロルの現象学」、「ファンバイヤー戦争」(哲学者の密室)など。

際(きわ)の極点にある社会倫理の再建など、とても不可能だろ。社会の土台をむしはんでいるインメヤ、少年犯罪の激増を、原理的に解決することもまた。

#### 死者の集積

事件の表面には、たしかに二十世紀の革命観念がある。もはや、それは過去のものだろ。だが、その深層には、社会主義体制の崩壊という近年の事象からも無効化されえない、不気味な現代性が隠されてもいる。それは二十世紀を通じて、じつは世界を土台から脅かし続けてきたものかも知れない。

影のもとに置かれている。倫理性を欠いた経済大国(かたつ)なまでに道義の回復を要求した戦後社会の鬼子を生み出したのである。それが連合赤軍事件の精神的背景であると、かつてわたしは書いたことがある。連合赤軍を自壊にまで追いこんだ経済優先、効率優先の戦後社会は、彼らの批判を黙殺することで、最

後の歯止めまでも喪失した。日本社会は連合赤軍事件を、今回の判決の基調をなしている常識的な論理で、社会的外部に押しやり安置に処罰する結果、逆説的に不気味にほどんだ暴力性を全社会的なものとしてしま。社会が連合赤軍事件にたいする態度を根本的に変えるのでないかぎり、政治スキャンダルをはじめ荒

集積において、大戦をもたらしした資本主義体制を否定するものとして、二十世紀の革命観念が生じたのである。そして近年の社会主義体制の崩壊は、もはや無意味な大量死を隠蔽(いんぺい)している。いしうろ、どのような極的な理念も存在しえないことを、われわれに突きつけている。

#### 意味と倫理

仲間殺しの犠牲者が無残であるのは、もはやどのよつにも意味づけられない、裸の死体にすぎないと感じられるからだろう。そこに

は、死体を飾る「死」の光輪のようなものなど、かけらほどもない。死という事実に、華やかな光輪を与えることができない革命観念が、まさに廃虚と化した事象を前提として、それらは産業廃棄物ながらに大量生産されたのだから。がん、老人性痴ほう、エリス、旧ソ連やユーゴの内戦、それによる膨大な難民。アフリカの餓死者の山。二十一世紀に向けて世界的に露出しはじめているのは、意味づけができない死と生との巨大な累積なのである。どこにも、固有名を特定できる殺人者はいない。しか

(作家・評論家)

なしている。連合赤軍事件は、倒錯的にあれ世界に意味や倫理や精神を復活させようとした、二十世紀の社会主義思想の自己解体において、裸の死体の山という現代的な主題を、われわれの社会に突きつけているのかもしれない。

あ的事件には、普通の意味で「殺人者」は存在しない。永田洋子や坂口弘を「殺人者」として断罪する社会は、殺人者なしに殺人死体のみが大量生産される現代的システムの不気味さから、保身的に目を背けようとしているにすぎない。われわれが明日を生きるために、どのように被告に有罪を宣告し、そして視界の外に悪魔ばらいしてしまふことは不可能であるといわなければならない。



・「一般論としての連赤論では了解できない領域について、一人一人の生き方との関連での意見は？」↑「基本的にいえば、この事件を処刑とか銃撃戦からの激的なイメージからだけでなく、例えば建築に無縁な者が山岳キャンプを建設する場合の手順や、これらの食事メニューの全体の分析から活動の方向ないし限界を想像してみる感性で再評価し直すことが必要であろう。その上で、連合赤軍の参加者が主観的には善意で目指していたものを、今後どのように実現していくかを提起しないと、この事件の評価は終らない。なお2月19日に連合赤軍に関する裁判が終了したと同時に甲山事件の差戻し一審が開始されている意味も重要である。この根拠は、概念集ですでに提出しているが：」

・「連赤事件と共通する問題は、学校や家庭での暴力事件や、それに至らないまでも、さまざまな形態で広く潜在していることを痛感するけれども、大多数の人々は何らかの形で加担者として生きることをしいられているのだから、その加担の度合や苦痛を共有する体験をしないと提起が空転するのではないか？」↑「よく判るが、その次にどのように論理と実践を展開するかが本当の問題領域だ。私が教授会メンバーとしての業務を拒否した時、教授会に残って批判しないことを批判されたけれども、その批判者の位置や役割の誤りは明白であったし、同様の誤りは大学外でも拡大再生産されている。いったん可視的な共同作業を拒否することによってしかテーマの深部に入りこめない段階があり、その過程での苦痛の共有は体験を対置させることによって、はじめて加担をしいる構造の解体も可能になっていく場合があることを強調したい。」

・「(神戸) 大学闘争とは何であったか、を問うのがふさわしい時期はあるのか？」↑「人間が問いを発する時、すでに解決へ一歩を踏み出しているという原則を今こそ大学闘争のテーマをあらゆる現情況の課題に交差させつつ検討したい、と考えており、このことは別冊(1)の「あとがき」にも記した。今こそという必然を共同幻想性の断面としての裁判のレベルでいえば、広い意味での大学闘争に端を発した事件に関する国家の審理が、連合赤軍事件(および東アジア反日武装戦線の爆弾事件)への最高裁判決を一つの指標として終了しつつあり、しかも被告人側の主張が殆ど問題にされない事態が進行している今こそ、である。しかし同時に、この「今」は各人に、ある瞬間に突然あらわれてくる。私の例でいうと、84年12月17日に東京高裁の法廷で「判決文を撒き散らした」として拘束された瞬間に、意識を超える声で「神戸大学闘争勝利！」と叫んでいたが、この声を直観的に了解しうる人は、私がいおうとすることを聞き取っていると考える。その人は、その時、(神戸) 大学闘争とは何であったか、という問いを対等の何かに交換しうるほどの苦闘を続けてきていることを示している。」

・「闘争史を刊行する時期としての現在の意味は？」↑「反語的にいえば、共通の闘争を体験したという前提を全て超えていかないと、本当に共通のテーマに至りえないということを提起したい時期である。これは個別の闘争史に限らず、任意のテーマについていいよ。さらに、日本に住んでいる者同士であるとか、私と共通のテーマに関心をもっているとか、最近やっと私が判りやすい文章を書くようになったという人々を一たん別冊(1)、(2)で興ざめさせておこうとも考えた。逆の反応に期待しつつ…。」



こぼ

権力者の時間把握と

時間請求のたぐい

松平 正典

「ニニース」第三号に、私の何気なく書いた記事の一部が掲載されたことを契機として、編集者や読者の要回があったので、表題のテーマについても少し書くことにします。

権力の時間把握という場合、「ニニース」の主題に沿って言えば、不正な家宅捜索に対して確証したところ裁判所が「捜索はすべて済んでしまったこと」と既成事実として承認したこと、最も明確な例が示されています。このような時間把握への批判から、国賠請求によって更に裁判所や警察権力の本質を暴露し解体していくこととする人々がいることに、私は力づけられました。そして問題の広がりや深さを、私の経験から第三号に書いて指摘したいと思えます。

今回の国賠請求では警察の捜索への批判のみならず、容易に捜索令状や逮捕令状を出し起訴された者を任意に「パーセント有罪に」してしまおうという、国家的にも異常な権力性をもつ裁判所の現在のあり方を、同時に批判していく必要があります。裁判所の時間把握(支配)の許し難い例を更に挙げてみましょう。

(1)起訴された者の罪過を、かりに一月に一日だけ公判を開いておこなうとして、被告人が必ず出席するという場合にも信用せずには拘束し続けます。つまり、裁判所の一日だけの罪過のために被告人は残りの二十九日を監獄で暮らすことをせられるのです。事件が重要だとみなされれば、このくり返しによって何年も何十年も、自分がさうなつたと思像すればとれたけどドレイ(ことかお判り)でしょう。

(2)手断をもつて不公平な訴訟指揮をする裁判官に対して起訴を申し立てることは認められていますが、どれほど温をつくして予

断や不公平さを指摘しても、「時間をせきた」とみなされて直ちに口頭で簡易却下されます。これに対して即時抗告すれば本来は上級の裁判所の決定が出るまでは審理は停止するはずなのですが、最近には進行することが多くなっています。その後で即時抗告を「審理は済んでしまったから、急遽を求めても申立人に利益がない」と棄却してくるのです。まるでサギですね。

以上は、私の経験した例の一部に過ぎません。私が今回の事件を媒介して言いたいのは、

a—このような裁判の現状の中で裁判提訴がなされていることを察知する。裁判所の時間把握(支配)と対決する度合が、警察・検察を含む権力と捜索の根拠をめぐって証拠の開示を請求したり、関係の有無について争う場合の水準を決めてくる。

b—時間把握(支配)と対決する態度を個々の事件についてだけでなく、競争責任や戦後責任の総体にも拡げていく。へおとしまことに時効はない。

c—同じ方法で取り組むべき対象は外部にだけあるのではない。自分の生き方についてもへ済んでしまったことだから仕方がない」と放置していることはありませんか？

d—「関係ない者にまで捜索を拡げるな」と要求するのは正しいのですが、論理的には「関係ある者への捜索は仕方がない」という了解を含み、権力の居直りの口案にもなります。誰に対す

る捜索や罪状をも認めないという現実を表現していくまでの過渡的な戦術として国賠請求があることを絶えず念頭において下さい。

e—これらの試みの過程で個別の事件の幅を越えて、より巨大な敵やテーマにも出会うでしょうが、私の時間論を含むこれまでの作業をそのために役立てていただければ大変うれしいです。

(元)神戸大学講師



・「時間の把握に関して、どこかで、おとし前に時効はない、と発言したか？」↑「ある契機から、パンフレットに私の文章が掲載されたことがある。（このページ右にも転載）この文章でいおうとしていることを読者の任意の、しかし不可避の領域で展開する試みもいくつか開始されている。私としては、ここでいう〈おとし前〉を個々人の、何かに対する闘争史の構想として実現されていくこと、既成の闘争ないし闘争史の概念をはみ出し、何かへ合流していくことを願っており、私の試みが媒介の一つになればうれしい。どのような人の作業も不可視の参加者との討論過程を潜っているはずであり、その断片からホログラフィックな総体を把握してほしい。」

・「作業のテーマの断片からホログラフィックな総体を把握していく、とはどういうことか？」↑「考古学の発掘調査などで、土器の破片から全体の形態を復元したり、ミステリーなどで破れた紙片から残りの文章を推定したり、また任意の自然現象を近似的に曲線化して関数で表現していく、というイメージから比較を開始すると、私の意図しているのは、すでにあるテーマ総体の一部しか討論されていないから残りを取上げていくとそれだけではなく、その作業を含みつつも、まだ予測不可能なテーマへの空白を残しておく、いや、むしろつくり出していくとする態度である。この態度の基本は、すでに別冊（1）の30ページに〈未出現のテーマについて〉というテーマとして示し、別冊（2）でも、ある程度は展開しているけれども、まだまだ不十分なので、今後さらに持続したい。また、テーマ総体とか、未出現のテーマという場合、すでに客観的に、だれにとっても存在しているのではなく、何かの不可避の契機をもつ主体の提起によって始めて存在していくのであることを強調しておきたい。」

・「体験して深さで討論するのはよいことであるし、必要でもあるが、できれば、体験の時間速度での発想でなく、個人的な体験と、それを潜りえない条件の下にある（従って潜在的には任意の体験をなしうる）普遍的他者に伝え、同時に止揚できる回路を発見していきたい。その場合、いつの時代にもありうる体験と、69年以降にしかありえない体験の質の差を一行でもいいから表現していくようにしたい。」

・「このように集まり、討論している過程を必然たらしめているものは何か？」↑「現在まで人間がつくり出したり、直面したりしている全ての問題の把握と転倒へ向かって何かがうめき、身もだえしているのではないか。この動きへの感受が個々の切実な問題と対等かそれ以上の比重になりつつあったのが69年であり、70年代前半に社会総体を無意識の内に占拠している。それを言語化しようとする意識がこのような集まりや討論の深い契機として存在するはずだ。」

・「そのこととの関連で、これまで松下らが刊行してきているパンフ群、特に概念集をどのように読むのがよいか？」↑「自由であるが、刊行主体に対極にもある私の位置からいえば、一たんバラバラに解体してn通りに各人が再構成し、補充し展開し応用していく段階であると考えている。さまざまの人が、どの項目、どの号の構成、どのような全過程のあり方に注目するかを松下として注目しており、かつ、あらゆる人の注目範囲をすでに基本的に包括しているつもりである。」







3月18日の討論テーマへの補充と註

・神戸大学闘争に関連する裁判の現段階―直接に関連する刑事裁判については、このペー  
ーシ右に転載した時の楔通信第15号の文章を参照していただきたい。処分取消の民  
事訴訟は提起していない。(この意味の把握は重要である。)活動の拡大過程で生起し  
た民事事件(東京地裁、京都地裁に係属)は審理が宙吊り。大阪高裁で86年3月24日に  
生起した刑事事件は上告中。その他、仮装的に参加している裁判もいくつもあり、それ  
ぞれ訴訟の目的だけでなく、訴訟の構造や訴訟参加者の存在条件を含めて対象化し変革  
しつつある。

・「松下を先達の一人としてみているが、その場合の〈先達〉の意味を辞書で調べて、  
山岳仏教の行者の言葉からきているのが判った。」↑「同じ状況を潜った人々が、それ  
ぞれに他の人に対して〈先達〉であるという用法ならば、積極的に用いていいと思う。  
ただ私自身は山岳での修行のきびしさのイメージと逆に、都市で一番〈楽〉な生き方を  
してきたら、このように生きているという実感がある。」

・発想く存在の様式を交換しないと決して認識く了解しえないテーマについて―「これ  
は個々のテーマの了解の仕方の根底のあるパターンの交換なしには、個々のテーマにつ  
いても了解しえていない、という方が正確であるが、このことを踏まえていうと、例え  
ば読者が、概念集の任意の項目の記述を読んで了解しようとしてもできない時の抵抗感  
に対応するものを、その人にとって不可避の思索や体験の経路から逆提起しつつ、私と  
共に何かへ飛翔しようとする(場合によっては、これまでの自分の発想く存在の基盤を  
放棄する)瞬間に了解の出発点に立ちうるであろう。それなしには前記のテーマの了解  
や批判は不可能である。」



1月、2月、3月の討論テーマ、私の記憶により要点のみを再構成しているので、言葉の息づかいが乏しく、読む人にとっては無味乾燥であろうと推定する。また、とくに3月の討論テーマの記述は、実際の経過から離れていく度合が大きく、私が討論過程において充分には言語化しえていなかったものの具体化の試みであるという方が正確である。しかし、それでも全く何も記録を提出しないよりは、少なくとも共通のテーマに関心をもつ人々にとって役立つであろう。

今このように記してはいるが、この一年の間ずっと刊行へのためらいが残っており、原案のまま宙吊りうかという気分は何度も陥った。この気分を超えることができたのは、一つには、別冊(2)の始めの方に取り上げた藤本氏との手紙のやりとりのお蔭であり、闘争史の時間や視点の幅を拡げていくことにより、自分を含む読者の闘争史を対象化していく契機を交換し深化させるという示唆を得た。もう一つは、4月14日夕方に、清水早子さん(別冊1の討論参加者)と共に私が作業している場所の一つを訪れた奄美出身の米篤志氏のお蔭である。氏は大学とは無縁の工場労働者かつ反戦青年委員会のメンバーとして多くの闘争に関わり、当時の仲間や指導部が体制内化した後も日々の生活の中で原初的な発想を持続して生きてきた。松下が92年夏に入院した時期に清水さんを通じて松下の表に触れ、会いにこられたのであるが、3月に唯一の同居者としてのお母さんが病気で死去されるまでの看護の体験を含めて、〈医療や革命のプロは不要〉とか、〈仮装の本質〉とか、〈死者との共同性〉などについて意見の一致を確認している過程で、「松下さんの表現は、一見むずかしそうに思えて近づき難いが、書かれたものと、語るものを同時に受け取ると、これほどよく判る表現はない」という趣旨の発言をされ、これによって松下は不十分ではあるとしても、別冊(1)と(2)を同時に刊行し、今後のさまざまなか場での討論の素材にしようよと決心したのであった。勿論、この発言に以抛してのみ刊行するのではなく、この発言にも内在している無数の人々の何かを求める姿勢に本当に出会っていくための契機を得たという意味であるが…。



等とも言えるかなと思ったりするが、とくに「 $\alpha$  権力系の表現」は、氏が自分の職業、家族、生命をかけて贖ったものなので一種の厳粛さがあり、「感想」の対象を越えていると思えたし、「 $\beta$  表現系の表現」は、菅谷、河村氏のものへの批評を含めて一元論的なものでない深まりがあると思えたし、「 $\gamma$  宇宙論系の表現」は、「六甲」「包囲」の未来形的な（予言的な）おもしろさがある、これが21世紀的なものへとつながっていくのかなとも思えた。つまり「イデオロギー」を根拠とする世界体制が崩壊した現在を動かしていく時代の根拠としての複素数的な世界を持っているとも思えた。すなわちニヒリズムという怪物の首も切って捨てて、打ち落とすべきは、「イデオロギー」という現代の神なのではないか。

私の「私の来歴 あるいは 松下昇論」は、1985年頃の執筆かと思う。1970年代にはこれは書けなかった。浅田彰が「構造と力」を著したのが1983年暮れ、以後ポストモダニズムの圧倒的な潮流の中でジラルの「暴力と聖なるもの」を読みながらスケープゴートについて考えているときに（テーバイのオイディプス、ゴルゴダのイエス……）感想的に記していたものを一連の繋がりとまとめて。この文章は、ほとんど配布していない。これ以前に「エチカの試み——バタイユにふれて」と、「絶望の諸形態——キルケゴール“死にいたる病”に寄せて」を書いていたがそれがこの「暴力とスケープゴート——ジラルを中心にして」の論考とつながった。

私のこの文章は、偶然（'92）わたしの知友から友田氏にわたり、友田氏から松下氏へ渡ったようである。前記のような経過から書かれているので、ある意味で（あまりに遠かったために）新鮮に受け取られたのではないかと思う。松下氏の正確な批評（距離と誤解）をいただいていたへんうれしく思った。私としては、「距離と誤解」という点を考えるためにM氏のG1～G7を一巡してみてもその意味を考えてみた。

基本的には、私の「松下昇」観は、変わらなかった。しかし、G1～G7を読むことによってM氏の思考の“気配”を具体的に知ることができた。（だれか有能な戯曲家が居れば、このG1～G7によって一編の劇的なドラマを構成することは直ちに可能であったろう……）同時代を生きるものとしては（誠に腑甲斐ないただの抽象的思考としてしか生きてはいないのだが……）その感触をつかめたことだけで自分の人生の空白の一部を充填されたような安堵を感じた。

しかし、同時に、このG1～G7を読んでいて、これが準備している“気配”は、並々ならぬものがあってそれがどう発展していくのか気になった。私としては、まだざっと読んだだけなのでもっと正確に、もっと深部に達する読み方をしたい訳だけれども……それには少し時間をいただきたい、という感じで到底、今正確に論じきれないと思えた。

刊行委の註：20年以上も松下と出会っていなかった徳永氏の「概念集」論は、大学闘争を潜った後ずっと松下の活動や表現に出会うことのなかった人々、さらに、松下の活動や表現に出会ったことのない人々への、出会いのための優れた註になりうると考えて掲載する。横書きなので、31ページから読んでいただきたい。



「現在形で把握している主体」という規定には、仮に当時の状況が失われていてもいままなお当時の状況と同じ質のものを実感し、共有しながら生きているものという意味が含まれているのではなからうか。それを安易に「巨大なものの中の巨小」として、ゆるらかな流れの実感をそれであるというのも気障かもしれないが。

意志が降り注ぐ星のごとく等質な光を受け継いで今にいたのでなければ、それはただの錯誤であったにすぎないから。

めでたさも中くらいなり……

一茶が中途半端な句を作ったのがよい。(芭蕉や蕪村はかっこうを付けすぎる。たしかにかっこうがいいけれど) 人間的であるということには、様々な感性がある。古来人間の感性は、円に比して論じられた。(アリストテレス、孔子等)

中途半端という感覚について言えば、私の来し方も結構中途半端である。

そこには、「誰かに踏み付けにされたな」という感覚と「誰かを踏み付けにしたな」という感覚が縋り交ぜられている。それを「原罪説」等で片付けると気楽になるけれども説明され尽くされたわけではなく、何かが残ってしまう。

パリア的視点(底辺の視点)や、階級移行についても考えたが、結局それは、自分を解決するものではなかった。また、聖なるものにも憧れたが資質的に無理であったし、苦手であった。どんな職業についていいやらも分からなかった。そういうわけで、一方では、「君たちからもらえるものといえば、これくらいしかないよ」とうそぶきながらも大学の「権威」を認める形で卒業し、何度かその「資格」を利用して生きてきた。その資格を利用する度合いにおいて、何だか「虚業だな」という感じがするのは否めない。

松下昇氏は、納税申告においては、「時、空間を固定しない<>焼き業(著述を含む)」とし、法廷では、「<無職>もしくは、<著述を含む各種アルバイト>」としたと述べている。

4/28の討論では、Sさんが、「M氏以上の生活をしているひとは信用できない」と発言し、松下昇氏は、「M氏以下の生活をしていることが、信用する絶対条件ではない」と言い、その人の「生理や、幻想の動き、壁へのぶつかりかたの総体」が問題だとしている。

大学闘争の政治技術的な側面に関して考えれば、それは、ゲームの論理として考え得る。将棋で敗れたとき、あの時飛車と角の位置がこうであつたらといっても、それは、敗北の道を必然として歩まざるをえなかつたのだから仕方の無いことだ。ただ松下昇氏が「ゲームの問題」(G5—ゲームの(不)可能性)として考察したように、政治や社会と人の生き方の問題には、最大の効率を排除する生き方もあることを忘れてはならない。だから、大道将棋のように、「敗れたね、はいさようなら」と言えないものが残ってしまった。せめて、その感覚をたとえば自主講座などで伝えられることが人間的資質の条件であつたような気がする。すなわち、自分がもはやこの運動についていけなくなっているという

限界について衆の前で語るべきだった。ただ、人は、惰性的に生きて登場している自分の姿を弱い方向に修正し、宣言することには臆病な存在であるらしい。たしかに、運動から離脱するという現象は、一般の学生運動の中ではよくあることだった。突然消滅してしまつてもだれも気に留めるものはなかつた。活動家は補充され運動は延々と続いていったからだ。それは、活動家に訪れる病気であつた。しかし、この事態が全共闘運動の場合、大衆的レベルで起こってしまった。ごくありふれた学生に対して、運動を続けるかいなかが迫られた。自分の像が虚像であるのか、実像であるのか、おぼつかなくもただの同伴者にすぎないのか、確信的な実践家であり得るのか、それらを、しかと見極められる眼力をもたぬ不幸、粉飾された闘争のスタイルに幻惑される不幸、状況場の吸引力に自らの固有性を静かに置くことのできぬ不幸……これらの不幸からどんなに巧みに逃げ得たとしても、その学生が幸せになるという保証はどこにも無かつた。

4.

ある日帰ってみると、郵バックに9冊のパンフレットが送られてきてあつた。1つは、私の文章も入った「1992/4/28討論の記録」と、「神戸大学闘争写真集」他は、「概念集1~7」であつた。ふた月ほど胆嚢の手術で入院されていて退院されたばかりの松下昇氏から送られてきたものだった。私の文章についての執筆のいきさつや前後の文章、また現在からの把握等があればうれしいとのことは、以前に電話で話しをしていたのだが、まさか、これ程のものが送られてくるとは、思いもよらなかつたので全くパニックに陥ってしまった。

私の文章についての注釈等はいつでも送ることはできるのだが、しかし、現在からみて何事かを言おうとするならばこの9冊をまず読んでからにしなければと(完全主義者の……というのは真つ赤な嘘だけれども)私は、一晩一冊ずつ読みだしたのである。

そういう訳で、とくに概念集の1~7までを読み、一巡したばかりで(これも巡礼のようなもので何度も読んでみなければならぬと感じている……)その感想をつらつらと書き付けていた。期限もあることなので中間的にその感想をまとめることにした(それが、前期の1~3の文章である。あくまで一部分だが……)。

弁証法ではないが、トリオロジーの大好きなM氏風にまとめると

- α 権力系の表現(含む<>焼き系)
- β 表現系の表現(含むファルス系)
- γ 宇宙論系の表現(含む数理系)



2.

私の「松下昇論」が、どういうめぐりあわせか（確か1部しか流布されていないはずなのだが……）92年のある時に彼の目に入ったらしい。（執筆のいきさつについては、後に記すとして）「すぐれた距離のとり方の一例」であり、「洞察の方が多い」と評価されたことは、私にとっては、望外のものであったが、それにしても不思議な因縁をさえ感じた。割愛されている前半の文章もついでに読んでもらえれば、それ程体裁のよい文章ではなくむしろ私の拠って立っている「背反領域」の世界が露わになるかもしれない。

流れてきている一つの立場、拮抗すべき一つの「拠点」というものが、生誕の光輝のなかに泡立っていたある特異点の思い出であるような気がするとき、M氏が古墳の中で遊んでいたというエピソードは殊の外印象深い。

私の「松下昇論」の中では、私は「もしも、彼が根拠を問うものでなかったなら、私達は、彼をみくびっていたことになるだろう。」と書いた。

この概念集を通読して、彼が人間の根拠のようなものの模索を続けていることを確かめ得たような気がした。「いま一度死んで生まれてくるとしても、また同じ事をやっているだろうが、もう少し早く概念集のようなものをまとめ始めているだろう」というのには泣かされる。

日本の「新」左翼が反スタを呼号したことがスローガンとして終わりをみて、「世の常識」となった時代に、しかし、しがみつくなりべき価値、根拠を無くしているものが居るとしたなら、あのシェークスピアのマクベスの言葉を思い出さなければならない。

どいつもこいつも舞台にあらわれては消えていく。一度めは英雄として二度めは道化として

ワレサも、ゴルバチョフも、エリツインも。

“うまく食らう。”ということだけのために、「理念としての」制度が維持できなくなっていくとき“うまく食らう。”事の意味が問われなければならない時代がやってくる。ふと、目を開いてみるとほほ笑みしか浮かばないような和みの眺望が浮かぶような……。しかし、そこは、飢えの極限かもしれない。

立場の問題……………

“お前が20年生きてきたことが全く無意味だった”ということを示唆するような表現があるとするなら、そのような表現の持っている意味とは何だろうか。

離婚した妻が一言つぶやいたその一言が……。あるいは、別れた子供と再会したときその子のつぶやいた一言が……。いかにもテレビドラマにも出てきそうなこういった愚考から〈大衆〉なるものが慄然となる情況が空想裡に浮かんでくる。その人にとって最も“固有なるもの”に触れてくる表現ほどその人を慄然とさせるものはあるまい。

そういう意味では松下昇の表現が〈大衆〉に普段に使われ始める日は、そう遠くはあるまい。（これは、ほとんど冗談だが）あるスイッチをひねればテレビコマーシャルに“〈〉焼き”などが登場しているかもしれない。（こんなことは、まだ筒井も高橋も描けていない……）

松下昇の表現を読みながらしだいに浮かんできた言葉は、“離脱”である。（註——これは、G5の後書きに出てきている。これを書くときには、意識していなかったが……）それは、60年や、70年を規定していた“ことば”や“情況”から次第に離脱していつている感覚なのだ。つまり彼が、“事実だけに固執している”戦術家ではなくて、常に情況の根拠を“名づけ難い”感覚で捉えようとして深みにはまっていくうちに次第次第に時代の非本質的な鱗が剥げ落ちていって、何物かのうねりが突出してきた……という感覚なのだ。それは、時代区分としてあらわれる「21世紀の」といった感覚よりはむしろ、私達の時代の中世（暗黒とじての）から新大陸がぬっと立ちあらわれてくるような（コロナプスやガガーリンといった先駆者と同等に）そういった感性の光なのだ。

3.

視線の問題として……

自分・たちのことについて語るのがいちばん難しい。

「92/4/28 討論の記録」の序に松下昇氏は次のように書いている。

闘争やそれにかかわる自分を現在形で把握している主体があるとすれば集まり討論することは無意味であろう。ただ他の参加—非参加者との総ての人々と対立しても提起したいテーマを抱えているのでないかぎり



## 松下 昇「概念集」を読んで

徳永省三

1.

「概念集」(以下G1, G2等と略す)を通読してまず、感じたことは、これはもう<批評>等という作業領域を越えてしまっている何かだな、ということである。私のように、反権力闘争からは、遠い(逆にその対象となってしまうような)生活者から見ると、そこに貫かれている姿勢は、眩しいくらいだ。

しかも、文体の統一性のなかに、カント的な正確さを感じる。(えっ、?どうでもいいじゃないかと思えることがいくつも書かれているのだから、読み返してみると、実は、その部分がどうしても必要なのだ……といった具合の)

日本の反権力闘争の歴史の中で、これ程“反権力”ということが思想的に突き詰められた例は、無いのではなからうか。(そういった系統の研究は、していないので必ずしも断定できないのだが……)というか、論者自身が“権力”とのせめぎあいの中で、生活を見つめている……という方法は、比類の無いものである。かつて、氏は“コップを扱うのと同じように国家を扱えるようになれなければならない。”と、語ったことがあったが、まさしくそれが、意志として持続されてあった。思想的な“立場”を確定する“賭ける。”ということが何であるかの美事な例であると思った。

一読して、“これは。”たとえば、吉本氏のような思想家が読めば、“日本の思想史の、ある一定の枠のなかに位置付けられるかもしれないが(それにしてもはみ出すものは多からう……)どうしようもなく、これらの闘争にかかわったものにしか分からないようなある独特のエピソードや、感覚は、とらえきれないだろうな、という感想を持った。今まで空想裡にあったものや、“空白”であったようなものが埋められていく(“ああ、そうだったのか。”といったような……)箇所も、何か所もあった。

中でも一読して忘れがたいのは、松下氏の永眠(永生)した子供(未宇)のこと(G4—夢屑, G3—死を前にして)と、日共党员事件と、全学解除集会の崖のことを記した文章(G2—無力感からの出立, G7—宙吊り)。これらは、事件の性格からして、「はるかな異時空間にいる全く予備知識の無い<わたし>が了解し得る言葉で表現しなければならない」(G1—序文)という困難さを最初から抱え込まない性格のものではなからうか。

松下氏の表現には、難解な所もあるが、ドゥルーズやフーコーほどに難解ではない。しかも、この表現集は、読むことに何の疲れも覚えぬ。たしかに数学的な表現が継続した

り、訴訟の問題での方法論が述べられたりするところでは、なかなかついていき難いところがありはしても……。私の考えでは、この一連の「概念集」は、さらに再構成再包括されるのではないかと思う。

彼が既にモンテーニュの「エッセー」のことで(G2—「訂正」)「訂正」について触れている。具体的には、G1~G4が「松下昇概念集」であつたものがG5以降は、ただの「概念集」に変わったことにも端的にあらわれている……。つまり、様々に交差する概念が散りばめられているので、それらは、n年後にさらに再構成されるだろう……。 (本人によって、あるいは、後継者によって)

「概念集6」以降は、M氏も書いているように、その記述の性格が異なっている。G1~G5を一つの周期として、G6~G7というように推移しはじめたのである。その内容は、G1~G5が、いわば原理論的な概念提示になっているのに、G6以降は、追加補充及び、提起者が確実に複数になってきていることだ。

G7になって、より密度は濃くなってきて、現代の日本、世界の政治、文化、状況と交差した表現になっているので、たぶん“一般世界”の視圏に登場してきている、という印象を受けた。たぶんG7だけでも表現者が希望しようとしまいと、独立して一冊の単行本として流布するスピードは、速いだろうと思う。

松下昇の表現を読んでいて、うん、これはもう確かに私などが何事かを(話すのはかつてだが)言うべき類のものではない、という感触を感じる。ただ生活の中で、これはひょっとしてこうかな、とクイズまがいに彼の言葉が浮かんだりする。時として彼の表現は、ユーモラスでさえある。たとえば「歯磨き粉」G4などは、ほとんど天才バガボンのパバほどのギャグのセンスに恵まれていなければ書けないものだ。あのパンサルへの皮肉も!

また、彼の驚嘆すべき表現を読んでいて、実際の所驚いたのは、その闘いの“過激さ”に対してというよりは、一種の“ひたむきさ”に対してではないかと思ひ始めた。なるほど私達には及ばない程の愚直な程の力量に恵まれた彼の行動は言わずもがなであるとしても、その闘争の質的持続力がある純正なものを運んでくるのであり、それは“過激さ”というよりは、一種の“ひたむきさ”といったほうが当たっていると言いたいのだ。この“ひたむきさ”がある種の普遍的な質として、私達に訴えかけてくる。行き悩んでいるとき、それは一つの光となる。あのような困難を越えていった人が居る。いわんや、こんな小さな事で思い悩んでいられない、といった感じで、もつれていた糸がほぐれてくるのだ。



## あとがき

固有の連続的な過程（ここでは神戸大学闘争史）について、発語（討論）形態で現われてくるテーマを、一つの視点ないし方法で記録（言語（文字）化していく場合の困難さをもう一度くぐり直そうとする試みが、この別冊（2）の作業の基本であった。現段階で、この試みを構想した理由の基本をいえば、

これまで刊行してきたパンフ群の残部がなくなりかけているためのマスプリ作業（a）や反応に対処しつつ、それぞれの続篇を企画していく作業（b）などのために、身体的、生活的困難さは別としても、かなりの期間にわたって新しいパンフの作業（c）が不可能になるという予測があり、かつ、どの作業についても、神戸大学闘争に交差している条件を再把握しなければならないことは自明であった。さらに（c）については次のような本質的な問題もあった。

刊行委の一人（松下）の作業、とくに概念集シリーズの展開が、内容的にも、かなり自在に可能になっているけれども、もし、このままそれに集中し続けると、かなりの長期間にわたって前記の、特に（a）、（b）の作業に取り組む契機がなくなるであろうし、それは、表現主体にとってだけでなく、読者にとっても安易な傾向を内包してくるのではないか、という反省があり、あえて（c）の対極にある作業への迂回路をとってみたのである。迂回路こそが（c）や、いま想定しえない何かへの最短距離である可能性もひそかに予測しつつ…。

一応の作業を終えて振り返ると、この迂回路は何通りもあり、無数の資料群や無数の関連テーマないし反応の拡がりとの関連からいえば、海岸の砂粒の一握りしか提出しえていないな、という反省もあるのだが、しかし、まず自分の手で差し出してみるのが不可欠であると考えた。この意味では、闘争史の別冊（1）や（2）は、今後いくたびも戻ってきては取上げ、差し出していく（n）の過程の断片にすぎないのは勿論であり、この素材や方法を参考にして、読者のそれぞれが、闘争史に限らず任意のテーマについて同位相のものを構想しはじめていく契機になれば、今回の試みは意図の基本を達成しているといえる。多くの人々の共通する作業との出会いや相互の再構成、総合などへの期待が、このパンフの不充分さに関する苦痛を癒してくれる。

（一九九三年四月）

刊行委 気付 松下 昇



作成Ⅱ九三年三月、刊行Ⅱ九三年四月  
刊行委の連絡先の一つ

神戸市灘区赤松町一の一 松下 気付  
☎〇七八・八二二・四九八四